

L

令和 4年11月18日提出

# 第 4 回市議会定例会議案（2）

浜 松 市

## 議 案 件 目

第 141 号議案	令和 4 年度浜松市一般会計補正予算（第 8 号）	3
第 142 号議案	令和 4 年度浜松市と畜場・市場事業特別会計補正予算（第 2 号）	11
第 143 号議案	令和 4 年度浜松市中央卸売市場事業特別会計補正予算（第 3 号）	13
第 144 号議案	令和 4 年度浜松市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第 3 号）	15
第 145 号議案	令和 4 年度浜松市駐車場事業特別会計補正予算（第 2 号）	17
第 146 号議案	令和 4 年度浜松市病院事業会計補正予算（第 2 号）	別冊
第 147 号議案	令和 4 年度浜松市水道事業会計補正予算（第 3 号）	別冊
第 148 号議案	令和 4 年度浜松市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	別冊
第 149 号議案	浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに 費用弁償条例の一部改正について	123
第 150 号議案	浜松市特別職の給与に関する条例の一部改正について	127
第 151 号議案	浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について	131
第 152 号議案	浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について	143

## 資 料

議案（2）の参考資料	157
議案（2）の説明資料	159
補正予算の参考資料	169

## 令和 4 年度浜松市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 4 年度浜松市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 736,056 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 389,941,056 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 11 月 18 日 提出

静岡県浜松市長 鈴木 康 友



第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
18 国庫支出金		千円 82,258,683	千円 75,349	千円 82,334,032
	1 国庫負担金	54,799,049	75,349	54,874,398
23 繰越金		6,350,855	660,707	7,011,562
	1 繰越金	6,350,855	660,707	7,011,562
歳 入 合 計		389,205,000	736,056	389,941,056



歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 議会費		942,649	6,163	948,812
	1 議会費	942,649	6,163	948,812
2 総務費		37,059,131	125,626	37,184,757
	1 総務管理費	13,226,799	25,177	13,251,976
	2 中区役所費	2,741,244	17,627	2,758,871
	3 東区役所費	1,283,151	8,270	1,291,421
	4 西区役所費	1,436,165	8,490	1,444,655
	5 南区役所費	1,177,284	7,847	1,185,131
	6 北区役所費	1,558,468	9,973	1,568,441
	7 浜北区役所費	1,483,225	8,319	1,491,544
	8 天竜区役所費	1,875,425	12,796	1,888,221
	9 文化振興費	1,751,827	1,574	1,753,401
	10 スポーツ振興費	1,869,591	969	1,870,560
	11 生涯学習費	4,108,896	4,570	4,113,466
	12 徴税費	3,272,897	17,574	3,290,471

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	14 選挙費	641,543	427	641,970
	16 人事委員会費	138,453	773	139,226
	17 監査委員費	164,877	1,240	166,117
3 民生費		124,277,372	42,115	124,319,487
	1 社会福祉費	31,218,170	9,250	31,227,420
	2 児童福祉費	55,392,158	30,746	55,422,904
	8 介護保険費	11,323,035	2,119	11,325,154
4 衛生費		40,050,301	33,531	40,083,832
	1 保健衛生費	17,250,192	10,683	17,260,875
	2 保健所費	2,881,807	5,257	2,887,064
	3 清掃費	15,893,745	13,702	15,907,447
	4 環境費	515,966	3,515	519,481
	6 と畜場・市場費	190,445	374	190,819
5 労働費		489,494	687	490,181
	1 労働諸費	489,494	687	490,181



款	項	補正前の額	補正額	計
6 農林水産業費		千円 6,063,975	千円 8,758	千円 6,072,733
	1 農業費	1,931,624	5,768	1,937,392
	3 農地費	2,561,011	1,624	2,562,635
	4 林業費	1,359,331	1,366	1,360,697
7 商工費		14,139,355	7,530	14,146,885
	1 商工費	14,139,355	7,530	14,146,885
8 土木費		47,868,374	40,679	47,909,053
	1 土木管理費	4,680,902	6,307	4,687,209
	2 道路橋りょう費	26,701,244	18,828	26,720,072
	3 河川費	2,481,132	995	2,482,127
	5 都市計画費	6,705,554	13,055	6,718,609
	6 住宅費	1,507,235	1,494	1,508,729
9 消防費		11,444,100	73,959	11,518,059
	1 常備消防費	9,749,202	71,724	9,820,926
	4 災害対策費	785,613	2,235	787,848

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		千円 65,330,249	千円 397,008	千円 65,727,257
	1 教育総務費	10,226,180	14,307	10,240,487
	2 小学校費	27,332,851	223,231	27,556,082
	3 中学校費	16,435,400	131,599	16,566,999
	4 高等学校費	943,601	6,803	950,404
	5 幼稚園費	5,158,541	19,249	5,177,790
	7 保健体育費	4,092,815	1,819	4,094,634
歳 出	合 計	389,205,000	736,056	389,941,056

令和 4 年度浜松市と畜場・市場事業  
特別会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度浜松市のと畜場・市場事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 374 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 352,374 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 11 月 18 日 提出

静岡県浜松市長 鈴木 康 友

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 190,445	千円 374	千円 190,819
	1 一般会計繰入金	190,445	374	190,819
歳 入 合 計		352,000	374	352,374

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 330,277	千円 374	千円 330,651
	1 総務管理費	330,277	374	330,651
歳 出 合 計		352,000	374	352,374

令和 4 年度浜松市中央卸売市場事業  
特別会計補正予算（第 3 号）

令和 4 年度浜松市の中央卸売市場事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 724 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 801,724 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 11 月 18 日 提出

静岡県浜松市長 鈴木 康 友

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰越金		千円 4,380	千円 724	千円 5,104
	1 繰越金	4,380	724	5,104
歳 入 合 計		801,000	724	801,724

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 756,624	千円 724	千円 757,348
	1 総務管理費	756,624	724	757,348
歳 出 合 計		801,000	724	801,724

令和 4 年度浜松市小型自動車競走事業  
特別会計補正予算（第 3 号）

令和 4 年度浜松市の小型自動車競走事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第 1 条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第 1 表 歳出予算補正」による。

令和 4 年 11 月 18 日 提出

静岡県浜松市長 鈴木 康 友

第1表 歳出予算補正

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 924,731	千円 0	千円 924,731
	1 総務管理費	924,731	0	924,731
歳 出 合 計		17,650,000	0	17,650,000



令和 4 年度浜松市駐車場事業  
特別会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度浜松市の駐車場事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 98 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 410,098 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 11 月 18 日 提出

静岡県浜松市長 鈴木 康 友

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰越金		千円 1,128	千円 98	千円 1,226
	1 繰越金	1,128	98	1,226
歳 入 合 計		410,000	98	410,098

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 駐車場費		千円 340,268	千円 98	千円 340,366
	1 駐車場費	340,268	98	340,366
歳 出 合 計		410,000	98	410,098

令和4年度

# 補正予算に関する説明書

一般会計補正予算（第8号）等  
（第4回市議会定例会）

令和4年11月

浜 松 市

この説明中、歳入歳出補正予算事項別明細書における歳入、歳出については、予算審議の便に供するため、議決科目である款項を予算執行科目の目節と同時に記載し、表罫二本線（＝）で議決科目と執行科目の区分を明確化したものである。

## 目 次

<b>1 一般会計</b>	
(1) 歳入歳出補正予算事項別明細書 .....	24 頁
(2) 給与費明細書 .....	62 頁
<b>2 と畜場・市場事業特別会計</b>	
(1) 歳入歳出補正予算事項別明細書 .....	71 頁
(2) 給与費明細書 .....	76 頁
<b>3 中央卸売市場事業特別会計</b>	
(1) 歳入歳出補正予算事項別明細書 .....	85 頁
(2) 給与費明細書 .....	90 頁
<b>4 小型自動車競走事業特別会計</b>	
(1) 歳出補正予算事項別明細書 .....	99 頁
(2) 給与費明細書 .....	102 頁
<b>5 駐車場事業特別会計</b>	
(1) 歳入歳出補正予算事項別明細書 .....	111 頁
(2) 給与費明細書 .....	116 頁



# 一 般 会 計

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 市税	147,700,000	-	147,700,000
2 地方譲与税	3,714,000	-	3,714,000
3 利子割交付金	112,000	-	112,000
4 配当割交付金	795,000	-	795,000
5 株式等譲渡所得割交付金	1,082,000	-	1,082,000
6 分離課税所得割交付金	136,000	-	136,000
7 法人事業税交付金	1,957,000	-	1,957,000
8 地方消費税交付金	18,176,000	-	18,176,000
9 ゴルフ場利用税交付金	91,000	-	91,000
10 環境性能割交付金	735,000	-	735,000
11 軽油引取税交付金	5,802,000	-	5,802,000
12 国有提供施設等所在市町村助成交付金	327,000	-	327,000
13 地方特例交付金	1,301,316	-	1,301,316
14 地方交付税	31,579,116	-	31,579,116
15 交通安全対策特別交付金	449,000	-	449,000
16 分担金及び負担金	800,670	-	800,670
17 使用料及び手数料	4,294,394	-	4,294,394
18 国庫支出金	82,258,683	75,349	82,334,032
19 県支出金	20,991,843	-	20,991,843
20 財産収入	832,845	-	832,845
21 寄附金	2,485,608	-	2,485,608
22 繰入金	10,859,861	-	10,859,861
23 繰越金	6,350,855	660,707	7,011,562
24 諸収入	10,074,109	-	10,074,109
25 市債	36,299,700	-	36,299,700
歳入合計	389,205,000	736,056	389,941,056



(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 議会費	942,649	6,163	948,812				6,163
2 総務費	37,059,131	125,626	37,184,757				125,626
3 民生費	124,277,372	42,115	124,319,487				42,115
4 衛生費	40,050,301	33,531	40,083,832				33,531
5 労働費	489,494	687	490,181				687
6 農林水産業費	6,063,975	8,758	6,072,733				8,758
7 商工費	14,139,355	7,530	14,146,885				7,530
8 土木費	47,868,374	40,679	47,909,053				40,679
9 消防費	11,444,100	73,959	11,518,059				73,959
10 教育費	65,330,249	397,008	65,727,257	75,349			321,659
11 災害復旧費	6,000,000	-	6,000,000				
12 公債費	35,440,000	-	35,440,000				
13 予備費	100,000	-	100,000				
歳出合計	389,205,000	736,056	389,941,056	75,349			660,707

## 2 歳 入

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
18 国庫支出金	82,258,683	75,349	82,334,032
1 国庫負担金	54,799,049	75,349	54,874,398
5 教育費国庫負担金	9,457,208	75,349	9,532,557

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		
義務教育費国 庫負担金	75,349	少人数学級対応講師人件費 870千円の 1/3	290千円
		職員人件費 220,716千円の 1/3	73,572千円
		再任用短時間勤務職員人件費 4,461千円の 1/3	1,487千円

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
23 繰越金	6,350,855	660,707	7,011,562
1 繰越金	6,350,855	660,707	7,011,562
1 繰越金	6,350,855	660,707	7,011,562
計	389,205,000	736,056	389,941,056

節		説明
区分	金額	
	千円	
前年度繰越金	660,707	

### 3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
1 議会費	942,649	6,163	948,812				6,163
1 議会費	942,649	6,163	948,812				6,163
1 議会総務費	775,994	5,095	781,089				5,095
2 議事費	75,377	528	75,905				528
3 調査法制費	91,278	540	91,818				540

## (歳出) 1 議会費

節		説明	
区分	金額		
	千円		
2 給料	13	1 人件費	5,095千円
3 職員手当等	4,986	(1) 議員	4,504千円
4 共済費	96	(2) 職員	591千円
2 給料	5	1 人件費	528千円
3 職員手当等	435	(1) 職員	528千円
4 共済費	88		
2 給料	13	1 人件費	540千円
3 職員手当等	438	(1) 職員	540千円
4 共済費	89		

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
2 総務費	37,059,131	125,626	37,184,757				125,626
1 総務管理費	13,226,799	25,177	13,251,976				25,177
1 秘書管理費	206,642	1,544	208,186				1,544
2 人事管理費	2,280,290	1,902	2,282,192				1,902
3 職員厚生管理費	316,696	593	317,289				593
4 広聴広報費	342,593	1,309	343,902				1,309
5 文書行政費	169,538	1,141	170,679				1,141
6 財政管理費	531,635	1,402	533,037				1,402
7 会計管理費	371,333	2,160	373,493				2,160
8 アセットマネジメント推進費	1,973,514	1,340	1,974,854				1,340
9 調達費	198,047	1,357	199,404				1,357
10 企画費	230,940	1,799	232,739				1,799
11 政策法務費	163,559	1,174	164,733				1,174
12 国際化推進費	353,241	536	353,777				536



## (歳出) 2 総務費

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		
2 給料	81	1 人件費	1,544千円
3 職員手当等	1,302	(1) 職員	1,544千円
4 共済費	161	ア 特別職	632千円
		イ 一般職員	912千円
2 給料	103	1 人件費	1,902千円
3 職員手当等	1,508	(1) 職員	1,883千円
4 共済費	291	(2) 再任用短時間勤務職員	19千円
2 給料	37	1 人件費	593千円
3 職員手当等	459	(1) 職員	560千円
4 共済費	97	(2) 再任用短時間勤務職員	33千円
2 給料	236	1 人件費	1,309千円
3 職員手当等	901	(1) 職員	1,309千円
4 共済費	172		
2 給料	208	1 人件費	1,141千円
3 職員手当等	784	(1) 職員	1,141千円
4 共済費	149		
2 給料	65	1 人件費	1,402千円
3 職員手当等	1,140	(1) 職員	1,402千円
4 共済費	197		
2 給料	113	1 人件費	2,160千円
3 職員手当等	1,715	(1) 職員	2,127千円
4 共済費	332	(2) 再任用短時間勤務職員	33千円
2 給料	98	1 人件費	1,340千円
3 職員手当等	1,036	(1) 職員	1,321千円
4 共済費	206	(2) 再任用短時間勤務職員	19千円
2 給料	176	1 人件費	1,357千円
3 職員手当等	985	(1) 職員	1,324千円
4 共済費	196	(2) 再任用短時間勤務職員	33千円
2 給料	178	1 人件費	1,799千円
3 職員手当等	1,369	(1) 職員	1,799千円
4 共済費	252		
2 給料	60	1 人件費	1,174千円
3 職員手当等	930	(1) 職員	1,128千円
4 共済費	184	(2) 再任用短時間勤務職員	46千円
2 給料	49	1 人件費	536千円

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
13 UD・男女共同 参画費	126,736	600	127,336				600
14 情報政策推進費	3,037,474	1,909	3,039,383				1,909
15 東京事務所費	96,740	484	97,224				484
16 市民協働推進費	561,678	1,373	563,051				1,373
18 市民生活費	451,896	1,742	453,638				1,742
22 デジタル・スマ ートシティ推進 費	569,638	1,490	571,128				1,490
23 区再編推進費	52,551	423	52,974				423
24 カーボンニュー ートラル推進費	535,583	899	536,482				899
2 中区役所費	2,741,244	17,627	2,758,871				17,627
1 中区役所費	2,741,244	17,627	2,758,871				17,627
3 東区役所費	1,283,151	8,270	1,291,421				8,270
1 東区役所費	1,283,151	8,270	1,291,421				8,270
4 西区役所費	1,436,165	8,490	1,444,655				8,490
1 西区役所費	1,436,165	8,490	1,444,655				8,490

## (歳出) 2 総務費

節		説明	
区分	金額		
3 職員手当等	千円 409	(1) 職員	536千円
4 共済費	78		
2 給料	37	1 人件費	600千円
3 職員手当等	464	(1) 職員	581千円
4 共済費	99	(2) 再任用短時間勤務職員	19千円
2 給料	383	1 人件費	1,909千円
3 職員手当等	1,288	(1) 職員	1,909千円
4 共済費	238		
2 給料	36	1 人件費	484千円
3 職員手当等	385	(1) 職員	484千円
4 共済費	63		
2 給料	195	1 人件費	1,373千円
3 職員手当等	988	(1) 職員	1,373千円
4 共済費	190		
2 給料	128	1 人件費	1,742千円
3 職員手当等	1,349	(1) 職員	1,709千円
4 共済費	265	(2) 再任用短時間勤務職員	33千円
2 給料	156	1 人件費	1,490千円
3 職員手当等	1,118	(1) 職員	1,490千円
4 共済費	216		
3 職員手当等	360	1 人件費	423千円
4 共済費	63	(1) 職員	423千円
2 給料	70	1 人件費	899千円
3 職員手当等	693	(1) 職員	899千円
4 共済費	136		
2 給料	2,318	1 人件費	17,627千円
3 職員手当等	12,912	(1) 職員	17,323千円
4 共済費	2,397	(2) 再任用短時間勤務職員	304千円
2 給料	1,022	1 人件費	8,270千円
3 職員手当等	6,108	(1) 職員	8,063千円
4 共済費	1,140	(2) 再任用短時間勤務職員	207千円
2 給料	461	1 人件費	8,490千円
3 職員手当等	6,753	(1) 職員	8,160千円
4 共済費	1,276	(2) 再任用短時間勤務職員	330千円

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
5 南区役所費	1,177,284	7,847	1,185,131				7,847
1 南区役所費	1,177,284	7,847	1,185,131				7,847
6 北区役所費	1,558,468	9,973	1,568,441				9,973
1 北区役所費	1,558,468	9,973	1,568,441				9,973
7 浜北区役所費	1,483,225	8,319	1,491,544				8,319
1 浜北区役所費	1,483,225	8,319	1,491,544				8,319
8 天竜区役所費	1,875,425	12,796	1,888,221				12,796
1 天竜区役所費	1,875,425	12,796	1,888,221				12,796
9 文化振興費	1,751,827	1,574	1,753,401				1,574
1 創造都市・文化振興費	1,751,827	1,574	1,753,401				1,574
10 スポーツ振興費	1,869,591	969	1,870,560				969
1 スポーツ文化推進費	1,869,591	969	1,870,560				969
11 生涯学習費	4,108,896	4,570	4,113,466				4,570
2 文化財費	542,621	1,435	544,056				1,435
3 図書館費	1,872,929	2,643	1,875,572				2,643
5 美術館費	221,254	492	221,746				492
12 徴税费	3,272,897	17,574	3,290,471				17,574
1 税務総務費	1,002,675	1,862	1,004,537				1,862

## (歳出) 2 総務費

節		説明	
区分	金額		
	千円		
2 給料	889	1 人件費	7,847千円
3 職員手当等	5,860	(1) 職員	7,722千円
4 共済費	1,098	(2) 再任用短時間勤務職員	125千円
2 給料	638	1 人件費	9,973千円
3 職員手当等	7,855	(1) 職員	9,684千円
4 共済費	1,480	(2) 再任用短時間勤務職員	289千円
2 給料	693	1 人件費	8,319千円
3 職員手当等	6,414	(1) 職員	8,151千円
4 共済費	1,212	(2) 再任用短時間勤務職員	168千円
2 給料	857	1 人件費	12,796千円
3 職員手当等	10,045	(1) 職員	12,305千円
4 共済費	1,894	(2) 再任用短時間勤務職員	491千円
2 給料	168	1 人件費	1,574千円
3 職員手当等	1,181	(1) 職員	1,574千円
4 共済費	225		
2 給料	130	1 人件費	969千円
3 職員手当等	703	(1) 職員	969千円
4 共済費	136		
2 給料	53	1 人件費	1,435千円
3 職員手当等	1,155	(1) 職員	1,398千円
4 共済費	227	(2) 再任用短時間勤務職員	37千円
2 給料	192	1 人件費	2,643千円
3 職員手当等	2,051	(1) 職員	2,624千円
4 共済費	400	(2) 再任用短時間勤務職員	19千円
2 給料	71	1 人件費	492千円
3 職員手当等	350	(1) 職員	492千円
4 共済費	71		
2 給料	240	1 人件費	1,862千円
3 職員手当等	1,357	(1) 職員	1,843千円

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
2 市民税費	815,725	5,567	821,292				5,567
3 資産税費	843,682	5,675	849,357				5,675
4 収納対策費	610,815	4,470	615,285				4,470
14 選挙費	641,543	427	641,970				427
1 選挙費	641,543	427	641,970				427
16 人事委員会費	138,453	773	139,226				773
1 人事委員会費	138,453	773	139,226				773
17 監査委員費	164,877	1,240	166,117				1,240
1 監査費	150,241	1,240	151,481				1,240

## (歳出) 2 総務費

節		説明	
区分	金額		
	千円		
4 共済費	265	(2) 再任用短時間勤務職員	19千円
2 給料	710	1 人件費	5,567千円
3 職員手当等	4,099	(1) 職員	5,468千円
4 共済費	758	(2) 再任用短時間勤務職員	99千円
2 給料	566	1 人件費	5,675千円
3 職員手当等	4,301	(1) 職員	5,535千円
4 共済費	808	(2) 再任用短時間勤務職員	140千円
2 給料	368	1 人件費	4,470千円
3 職員手当等	3,441	(1) 職員	4,424千円
4 共済費	661	(2) 再任用短時間勤務職員	46千円
2 給料	11	1 人件費	427千円
3 職員手当等	345	(1) 職員	427千円
4 共済費	71		
2 給料	53	1 人件費	773千円
3 職員手当等	602	(1) 職員	773千円
4 共済費	118		
3 職員手当等	1,045	1 人件費	1,240千円
4 共済費	195	(1) 監査委員	105千円
		(2) 職員	1,135千円

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
3 民生費	124,277,372	42,115	124,319,487				42,115
1 社会福祉費	31,218,170	9,250	31,227,420				9,250
1 社会福祉総務費	3,498,990	1,763	3,500,753				1,763
2 国民年金費	299,646	2,683	302,329				2,683
3 障害者更生相談 所費	80,005	560	80,565				560
4 障害者福祉費	20,022,893	2,535	20,025,428				2,535
5 老人福祉費	2,770,555	1,709	2,772,264				1,709
2 児童福祉費	55,392,158	30,746	55,422,904				30,746
1 次世代育成費	357,895	1,079	358,974				1,079
3 子ども保護対策 費	434,749	1,812	436,561				1,812
6 児童相談所費	2,063,953	4,977	2,068,930				4,977
7 保育所費	26,528,877	22,878	26,551,755				22,878
8 介護保険費	11,323,035	2,119	11,325,154				2,119
1 介護保険事業費	11,323,035	2,119	11,325,154				2,119



## (歳出) 3 民生費

節		説明	
区分	金額		
	千円		
2 給料	74	1 人件費	1,763千円
3 職員手当等	1,416	(1) 職員	1,730千円
4 共済費	273	(2) 再任用短時間勤務職員	33千円
2 給料	307	1 人件費	2,683千円
3 職員手当等	1,996	(1) 職員	2,683千円
4 共済費	380		
2 給料	27	1 人件費	560千円
3 職員手当等	443	(1) 職員	560千円
4 共済費	90		
2 給料	370	1 人件費	2,535千円
3 職員手当等	1,825	(1) 職員	2,535千円
4 共済費	340		
2 給料	228	1 人件費	1,709千円
3 職員手当等	1,245	(1) 職員	1,709千円
4 共済費	236		
2 給料	11	1 人件費	1,079千円
3 職員手当等	892	(1) 職員	1,060千円
4 共済費	176	(2) 再任用短時間勤務職員	19千円
2 給料	313	1 人件費	1,812千円
3 職員手当等	1,258	(1) 職員	1,793千円
4 共済費	241	(2) 再任用短時間勤務職員	19千円
2 給料	473	1 人件費	4,977千円
3 職員手当等	3,798	(1) 職員	4,955千円
4 共済費	706	(2) 再任用短時間勤務職員	22千円
2 給料	3,467	1 人件費	22,878千円
3 職員手当等	16,369	(1) 職員	22,574千円
4 共済費	3,042	(2) 再任用短時間勤務職員	304千円
2 給料	373	1 人件費	2,119千円
3 職員手当等	1,465	(1) 職員	2,100千円
4 共済費	281	(2) 再任用短時間勤務職員	19千円

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
4 衛生費	40,050,301	33,531	40,083,832				33,531
1 保健衛生費	17,250,192	10,683	17,260,875				10,683
1 健康医療総務費	1,333,166	1,929	1,335,095				1,929
2 精神保健福祉センター費	202,156	1,058	203,214				1,058
3 看護専門学校費	276,661	1,596	278,257				1,596
6 保健衛生検査費	518,924	2,347	521,271				2,347
9 成人保健費	10,588,210	3,017	10,591,227				3,017
11 市立病院政策事業費	82,326	736	83,062				736
2 保健所費	2,881,807	5,257	2,887,064				5,257
1 保健所運営総務費	640,926	2,437	643,363				2,437
2 生活衛生費	2,223,213	2,820	2,226,033				2,820
3 清掃費	15,893,745	13,702	15,907,447				13,702
1 廃棄物処理費	10,873,355	2,683	10,876,038				2,683
2 ごみ減量推進費	271,432	1,385	272,817				1,385
3 南清掃事業所費	1,669,175	4,759	1,673,934				4,759

## (歳出) 4 衛生費

節		説明	
区分	金額		
	千円		
2 給料	76	1 人件費	1,929千円
3 職員手当等	1,565	(1) 職員	1,883千円
4 共済費	288	(2) 再任用短時間勤務職員	46千円
2 給料	158	1 人件費	1,058千円
3 職員手当等	767	(1) 職員	1,058千円
4 共済費	133		
2 給料	54	1 人件費	1,596千円
3 職員手当等	1,290	(1) 職員	1,563千円
4 共済費	252	(2) 再任用短時間勤務職員	33千円
2 給料	162	1 人件費	2,347千円
3 職員手当等	1,832	(1) 職員	2,298千円
4 共済費	353	(2) 再任用短時間勤務職員	49千円
2 給料	160	1 人件費	3,017千円
3 職員手当等	2,420	(1) 職員	2,971千円
4 共済費	437	(2) 再任用短時間勤務職員	46千円
2 給料	27	1 人件費	736千円
3 職員手当等	592	(1) 職員	736千円
4 共済費	117		
2 給料	222	1 人件費	2,437千円
3 職員手当等	1,868	(1) 職員	2,404千円
4 共済費	347	(2) 再任用短時間勤務職員	33千円
2 給料	312	1 人件費	2,820千円
3 職員手当等	2,129	(1) 職員	2,801千円
4 共済費	379	(2) 再任用短時間勤務職員	19千円
2 給料	318	1 人件費	2,683千円
3 職員手当等	1,983	(1) 職員	2,650千円
4 共済費	382	(2) 再任用短時間勤務職員	33千円
2 給料	206	1 人件費	1,385千円
3 職員手当等	988	(1) 職員	1,366千円
4 共済費	191	(2) 再任用短時間勤務職員	19千円
2 給料	33	1 人件費	4,759千円
3 職員手当等	3,967	(1) 職員	4,675千円
4 共済費	759	(2) 再任用短時間勤務職員	84千円

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
4 平和清掃事業所 費	1,598,825	1,711	1,600,536				1,711
5 浜北環境事業所 費	591,207	1,925	593,132				1,925
6 天竜環境事業所 費	525,869	1,239	527,108				1,239
4 環境費	515,966	3,515	519,481				3,515
1 環境政策推進費	140,601	1,028	141,629				1,028
2 産業廃棄物対策 費	137,996	1,204	139,200				1,204
3 環境保全費	149,438	1,283	150,721				1,283
6 と畜場・市場費	190,445	374	190,819				374
1 と畜場・市場事 業費	190,445	374	190,819				374

## (歳出) 4 衛生費

節		説明	
区分	金額		
2 給料	千円 27	1 人件費	1,711千円
3 職員手当等	1,406	(1) 職員	1,678千円
4 共済費	278	(2) 再任用短時間勤務職員	33千円
3 職員手当等	1,607	1 人件費	1,925千円
4 共済費	318	(1) 職員	1,893千円
		(2) 再任用短時間勤務職員	32千円
3 職員手当等	1,034	1 人件費	1,239千円
4 共済費	205	(1) 職員	1,156千円
		(2) 再任用短時間勤務職員	83千円
2 給料	106	1 人件費	1,028千円
3 職員手当等	772	(1) 職員	1,028千円
4 共済費	150		
2 給料	150	1 人件費	1,204千円
3 職員手当等	879	(1) 職員	1,185千円
4 共済費	175	(2) 再任用短時間勤務職員	19千円
2 給料	184	1 人件費	1,283千円
3 職員手当等	920	(1) 職員	1,237千円
4 共済費	179	(2) 再任用短時間勤務職員	46千円
27 繰出金	374	1 と畜場・市場事業特別会計繰出金	374千円

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5 労働費	489,494	687	490,181				687
1 労働諸費	489,494	687	490,181				687
1 労働・雇用事業 費	489,494	687	490,181				687

(歳出) 5 労働費

節		説明
区分	金額	
	千円	
2 給料	103	1 人件費 687千円
3 職員手当等	488	(1) 職員 687千円
4 共済費	96	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
6 農林水産業費	6,063,975	8,758	6,072,733				8,758
1 農業費	1,931,624	5,768	1,937,392				5,768
1 農業委員会費	235,660	1,564	237,224				1,564
2 農業政策推進費	474,078	1,294	475,372				1,294
3 農業振興費	1,086,826	1,965	1,088,791				1,965
4 農地利用費	135,060	945	136,005				945
3 農地費	2,561,011	1,624	2,562,635				1,624
1 農業農村振興推進費	2,561,011	1,624	2,562,635				1,624
4 林業費	1,359,331	1,366	1,360,697				1,366
1 林業振興費	1,359,331	1,366	1,360,697				1,366



節		説明	
区分	金額		
	千円		
2 給料	175	1 人件費	1,564千円
3 職員手当等	1,162	(1) 職員	1,518千円
4 共済費	227	(2) 再任用短時間勤務職員	46千円
2 給料	64	1 人件費	1,294千円
3 職員手当等	1,027	(1) 職員	1,261千円
4 共済費	203	(2) 再任用短時間勤務職員	33千円
2 給料	167	1 人件費	1,965千円
3 職員手当等	1,506	(1) 職員	1,919千円
4 共済費	292	(2) 再任用短時間勤務職員	46千円
2 給料	70	1 人件費	945千円
3 職員手当等	732	(1) 職員	945千円
4 共済費	143		
2 給料	168	1 人件費	1,624千円
3 職員手当等	1,225	(1) 職員	1,591千円
4 共済費	231	(2) 再任用短時間勤務職員	33千円
2 給料	183	1 人件費	1,366千円
3 職員手当等	989	(1) 職員	1,333千円
4 共済費	194	(2) 再任用短時間勤務職員	33千円

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
7 商工費	14,139,355	7,530	14,146,885				7,530
1 商工費	14,139,355	7,530	14,146,885				7,530
4 産業振興費	2,808,261	3,065	2,811,326				3,065
5 スタートアップ 推進費	568,095	1,082	569,177				1,082
6 企業立地推進費	2,641,564	960	2,642,524				960
7 観光・シテイブ ロモーション振 興費	6,319,205	2,423	6,321,628				2,423

## (歳出) 7 商工費

節		説明	
区分	金額		
	千円		
2 給料	450	1 人件費	3,065千円
3 職員手当等	2,216	(1) 職員	3,032千円
4 共済費	399	(2) 再任用短時間勤務職員	33千円
2 給料	97	1 人件費	1,082千円
3 職員手当等	832	(1) 職員	1,082千円
4 共済費	153		
2 給料	129	1 人件費	960千円
3 職員手当等	690	(1) 職員	941千円
4 共済費	141	(2) 再任用短時間勤務職員	19千円
2 給料	365	1 人件費	2,423千円
3 職員手当等	1,739	(1) 職員	2,423千円
4 共済費	319		

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
8 土木費	47,868,374	40,679	47,909,053				40,679
1 土木管理費	4,680,902	6,307	4,687,209				6,307
1 技術監理費	207,532	1,171	208,703				1,171
2 建築行政費	729,481	2,135	731,616				2,135
3 公共建築費	3,743,889	3,001	3,746,890				3,001
2 道路橋りょう費	26,701,244	18,828	26,720,072				18,828
1 道路企画費	11,509,963	16,233	11,526,196				16,233
2 道路保全費	13,337,692	2,595	13,340,287				2,595
3 河川費	2,481,132	995	2,482,127				995
2 河川費	2,439,495	995	2,440,490				995
5 都市計画費	6,705,554	13,055	6,718,609				13,055
1 都市計画総務費	310,305	1,519	311,824				1,519
2 土地政策費	244,743	2,112	246,855				2,112
3 交通政策推進費	896,248	733	896,981				733
4 市街地整備事業費	817,559	2,831	820,390				2,831
7 緑化推進費	616,148	1,302	617,450				1,302

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		
2 給料	21	1 人件費	1,171千円
3 職員手当等	959	(1) 職員	1,111千円
4 共済費	191	(2) 再任用短時間勤務職員	60千円
2 給料	311	1 人件費	2,135千円
3 職員手当等	1,533	(1) 職員	2,135千円
4 共済費	291		
2 給料	567	1 人件費	3,001千円
3 職員手当等	2,044	(1) 職員	2,982千円
4 共済費	390	(2) 再任用短時間勤務職員	19千円
2 給料	1,530	1 人件費	16,233千円
3 職員手当等	12,387	(1) 職員	16,026千円
4 共済費	2,316	(2) 再任用短時間勤務職員	207千円
2 給料	244	1 人件費	2,595千円
3 職員手当等	1,975	(1) 職員	2,562千円
4 共済費	376	(2) 再任用短時間勤務職員	33千円
2 給料	59	1 人件費	995千円
3 職員手当等	781	(1) 再任用短時間勤務職員	19千円
4 共済費	155	(2) 職員	976千円
2 給料	143	1 人件費	1,519千円
3 職員手当等	1,153	(1) 職員	1,519千円
4 共済費	223		
2 給料	203	1 人件費	2,112千円
3 職員手当等	1,606	(1) 職員	2,112千円
4 共済費	303		
3 職員手当等	609	1 人件費	733千円
4 共済費	124	(1) 再任用短時間勤務職員	19千円
		(2) 職員	714千円
2 給料	314	1 人件費	2,831千円
3 職員手当等	2,109	(1) 再任用短時間勤務職員	19千円
4 共済費	408	(2) 職員	2,812千円
2 給料	85	1 人件費	1,302千円
3 職員手当等	1,016	(1) 再任用短時間勤務職員	19千円

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
8 公園事業費	659,271	1,117	660,388				1,117
9 公園管理費	1,648,566	770	1,649,336				770
10 動物園費	715,438	2,671	718,109				2,671
6 住宅費	1,507,235	1,494	1,508,729				1,494
1 住宅費	1,459,986	1,494	1,461,480				1,494

節		説明	
区分	金額		
	千円		
4 共済費	201	(2) 職員	1,283千円
2 給料	119	1 人件費	1,117千円
3 職員手当等	835	(1) 職員	1,117千円
4 共済費	163		
2 給料	13	1 人件費	770千円
3 職員手当等	633	(1) 職員	770千円
4 共済費	124		
2 給料	263	1 人件費	2,671千円
3 職員手当等	2,018	(1) 再任用短時間勤務職員	20千円
4 共済費	390	(2) 職員	2,651千円
2 給料	162	1 人件費	1,494千円
3 職員手当等	1,111	(1) 職員	1,461千円
4 共済費	221	(2) 再任用短時間勤務職員	33千円

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
9 消防費	11,444,100	73,959	11,518,059				73,959
1 常備消防費	9,749,202	71,724	9,820,926				71,724
1 消防総務費	7,135,093	65,051	7,200,144				65,051
2 火災予防推進費	189,898	1,647	191,545				1,647
3 警防業務費	770,464	2,500	772,964				2,500
6 情報指令費	1,322,394	2,526	1,324,920				2,526
4 災害対策費	785,613	2,235	787,848				2,235
1 防災費	783,323	2,235	785,558				2,235



節		説明	
区分	金額		
	千円		
2 給料	8,469	1 人件費	65,051千円
3 職員手当等	47,857	(1) 職員	64,810千円
4 共済費	8,725	(2) 再任用短時間勤務職員	241千円
2 給料	82	1 人件費	1,647千円
3 職員手当等	1,311	(1) 職員	1,614千円
4 共済費	254	(2) 再任用短時間勤務職員	33千円
2 給料	68	1 人件費	2,500千円
3 職員手当等	2,045	(1) 職員	2,407千円
4 共済費	387	(2) 再任用短時間勤務職員	93千円
2 給料	66	1 人件費	2,526千円
3 職員手当等	2,066	(1) 職員	2,493千円
4 共済費	394	(2) 再任用短時間勤務職員	33千円
2 給料	280	1 人件費	2,235千円
3 職員手当等	1,671	(1) 職員	2,193千円
4 共済費	284	(2) 再任用短時間勤務職員	42千円

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
10 教育費	65,330,249	397,008	65,727,257	75,349			321,659
1 教育総務費	10,226,180	14,307	10,240,487				14,307
1 教育総務費	5,304,203	3,746	5,307,949				3,746
2 教育施設費	2,718,647	2,190	2,720,837				2,190
3 教職員管理費	450,166	4,355	454,521				4,355
4 教育センター費	142,957	920	143,877				920
5 教育指導費	1,595,656	3,096	1,598,752				3,096
2 小学校費	27,332,851	223,231	27,556,082	47,184			176,047
1 小学校教職員管理費	21,810,556	223,231	22,033,787	47,184			176,047
3 中学校費	16,435,400	131,599	16,566,999	28,165			103,434
1 中学校教職員管理費	12,736,134	131,599	12,867,733	28,165			103,434
4 高等学校費	943,601	6,803	950,404				6,803
1 市立高校管理費	879,764	6,803	886,567				6,803
5 幼稚園費	5,158,541	19,249	5,177,790				19,249
1 幼稚園費	5,158,541	19,249	5,177,790				19,249

節		説明	
区分	金額		
	千円		
2 給料	233	1 人件費	3,746千円
3 職員手当等	2,972	(1) 職員	3,631千円
4 共済費	541	ア 特別職	121千円
		イ 一般職員	3,510千円
		(2) 再任用短時間勤務職員	115千円
2 給料	271	1 人件費	2,190千円
3 職員手当等	1,612	(1) 職員	2,142千円
4 共済費	307	(2) 再任用短時間勤務職員	48千円
2 給料	170	1 人件費	4,355千円
3 職員手当等	3,525	(1) 職員	3,982千円
4 共済費	660	(2) 再任用短時間勤務職員	373千円
3 職員手当等	765	1 人件費	920千円
4 共済費	155	(1) 職員	832千円
		(2) 再任用短時間勤務職員	88千円
2 給料	31	1 人件費	3,096千円
3 職員手当等	2,580	(1) 再任用短時間勤務職員	154千円
4 共済費	485	(2) 職員	2,942千円
2 給料	31,491	1 人件費	223,231千円
3 職員手当等	162,094	(1) 少人数学級対応講師	2,333千円
4 共済費	29,646	(2) 職員	219,786千円
		(3) 再任用短時間勤務職員	1,112千円
2 給料	19,771	1 人件費	131,599千円
3 職員手当等	94,593	(1) 職員	130,953千円
4 共済費	17,235	(2) 再任用短時間勤務職員	646千円
2 給料	309	1 人件費	6,803千円
3 職員手当等	5,460	(1) 職員	6,784千円
4 共済費	1,034	(2) 再任用短時間勤務職員	19千円
2 給料	2,923	1 人件費	19,249千円
3 職員手当等	13,787	(1) 職員	19,216千円
4 共済費	2,539	(2) 再任用短時間勤務職員	33千円

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
7 保健体育費	千円 4,092,815	千円 1,819	千円 4,094,634	千円	千円	千円	千円 1,819
1 健康安全費	4,092,815	1,819	4,094,634				1,819
計	389,205,000	736,056	389,941,056	75,349			660,707

## (歳 出) 10 教育費

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		
2 給料	129	1 人件費	1,819千円
3 職員手当等	1,413	(1) 職員	1,757千円
4 共済費	277	(2) 再任用短時間勤務職員	62千円

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

区 分	職 員 数	給 与 費						共 済 費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	期 末 手 当	地 域 手 当	そ の 他 の 手 当	計				
補 正 後	長 等	人 4	千円	千円 48,732	千円 19,027	千円	千円	千円 67,759	千円 10,252	千円 78,011	
	議 員	46	360,384		140,700			501,084	110,800	611,884	
	そ の 他	10,737	1,081,451	17,052	6,658			1,105,161	4,567	1,109,728	
	計	10,787	1,441,835	65,784	166,385			1,674,004	125,619	1,799,623	
補 正 前	長 等	4		48,732	18,418			67,150	10,229	77,379	
	議 員	46	360,384		136,196			496,580	110,800	607,380	
	そ の 他	10,737	1,081,451	17,052	6,445			1,104,948	4,554	1,109,502	
	計	10,787	1,441,835	65,784	161,059			1,668,678	125,583	1,794,261	
比 較	長 等	0		0	609			609	23	632	
	議 員	0	0		4,504			4,504	0	4,504	
	そ の 他	0	0	0	213			213	13	226	
	計	0	0	0	5,326			5,326	36	5,362	

注 その他は、執行機関の委員、附属機関の委員、選挙における選挙長・立会人等、その他の特別職の職員の合計である。

2. 一般職

(1) 総括

区分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	人 (6,222) 8,763	千円 5,581,905	千円 37,543,521	千円 27,219,944	千円 70,345,370	千円 12,947,625	千円 83,292,995	
補正前	(6,222) 8,763	5,581,905	37,453,505	26,679,799	69,715,209	12,847,466	82,562,675	
比 較	(0) 0	0	90,016	540,145	630,161	100,159	730,320	
職 員	区 分	初任給 調整手当	扶 養 手 当	地 域 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	単身赴任手当	特殊勤務手当
	補正後	千円 4,426	千円 853,812	千円 1,154,780	千円 694,891	千円 466,999	千円 11,688	千円 456,807
	補正前	4,426	853,812	1,151,974	694,891	466,999	11,688	456,807
	比 較	0	0	2,806	0	0	0	0
手 当 の 内 訳	区 分	へき地手当	時間外勤務 手 当	管理職手当	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	期 末 手 当	勤 勉 手 当
	補正後	千円 35,313	千円 1,505,691	千円 596,005	千円 4,307	千円 1,454	千円 9,267,549	千円 6,856,606
	補正前	35,230	1,501,607	596,005	4,307	1,454	9,084,364	6,506,662
	比 較	83	4,084	0	0	0	183,185	349,944
内 訳	区 分	義務教育等 教員特別手当	災害派遣手当	退 職 手 当				
	補正後	千円 246,081	千円	千円 5,063,535				
	補正前	246,081		5,063,492				
	比 較	0		43				

注 ( ) 内は再任用短時間勤務職員数及び短時間勤務の会計年度任用職員数の合計を外書きしたものである。

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 人	給 与 費				共 済 費 千円	合 計 千円	備 考	
		報 酬 千円	給 料 千円	職員手当 千円	計 千円				
補正後	(580) 8,763		37,543,521	26,214,236	63,757,757	12,141,264	75,899,021		
補正前	(580) 8,763		37,453,505	25,674,091	63,127,596	12,041,105	75,168,701		
比 較	(0) 0		90,016	540,145	630,161	100,159	730,320		
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	初任給 調整手当 千円	扶 養 手 当 千円	地 域 手 当 千円	通 勤 手 当 千円	住 居 手 当 千円	単身赴任手当 千円	特殊勤務手当 千円	
	補正後	4,426	853,812	1,154,780	694,891	466,999	11,688	456,807	
	補正前	4,426	853,812	1,151,974	694,891	466,999	11,688	456,807	
	比 較	0	0	2,806	0	0	0	0	
	区 分	へき地手当 千円	時間外勤務 手 当 千円	管理職手当 千円	宿日直手当 千円	管理職員 特別勤務手当 千円	期 末 手 当 千円	勤 勉 手 当 千円	
	補正後	35,313	1,505,691	596,005	4,307	1,454	8,261,841	6,856,606	
	補正前	35,230	1,501,607	596,005	4,307	1,454	8,078,656	6,506,662	
	比 較	83	4,084	0	0	0	183,185	349,944	
	区 分	義務教育等 教員特別手当 千円	災害派遣手当 千円	退 職 手 当 千円					
	補正後	246,081		5,063,535					
	補正前	246,081		5,063,492					
	比 較	0		43					

注 ( ) 内は再任用短時間勤務職員数を外書きしたものである。

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 人	給 与 費				共 済 費 千円	合 計 千円	備 考	
		報 酬 千円	給 料 千円	職員手当 千円	計 千円				
補正後	(5,642) 0	5,581,905	0	1,005,708	6,587,613	806,361	7,393,974		
補正前	(5,642) 0	5,581,905		1,005,708	6,587,613	806,361	7,393,974		
比 較	(0) 0	0		0	0	0	0		
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	初任給 調整手当 千円	扶 養 手 当 千円	地 域 手 当 千円	通 勤 手 当 千円	住 居 手 当 千円	単身赴任手当 千円	特殊勤務手当 千円	
	補正後								
	補正前								
	比 較								
	区 分	へき地手当 千円	時間外勤務 手 当 千円	管理職手当 千円	宿日直手当 千円	管理職員 特別勤務手当 千円	期 末 手 当 千円	勤 勉 手 当 千円	
	補正後						1,005,708		
	補正前						1,005,708		
	比 較						0		
	区 分	義務教育等 教員特別手当 千円	災害派遣手当 千円	退 職 手 当 千円					
	補正後								
	補正前								
	比 較								

注 ( ) 内は、短時間勤務の会計年度任用職員数を外書きしたものである。



(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	千円 90,016	1 給与改定に伴う増減分	千円 90,016	給与改定の状況 給与改定率 0.18% 給与改定実施時期 令和4年4月1日
		2 昇給に伴う増加分		
		3 その他の増減分		
職員手当	540,145	1 制度改正に伴う増減分		
		2 その他の増減分	千円 540,145	初任給調整手当 扶養手当 地域手当 2,806 通勤手当 住居手当 単身赴任手当 特殊勤務手当 へき地手当 83 時間外勤務手当 4,084 管理職手当 宿日直手当 管理職員 特別勤務手当 期末手当 183,185 勤勉手当 349,944 義務教育等教員 特別手当 災害派遣手当 退職手当 43

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分	一般行政職	技能労務職	消防職	医師職	医療技術職	看護保健職	教育職(高校)	教育職(小中学校)	教育職(幼稚園)	
令和4年10月1日現在	平均給料月額	円 325,049	円 356,696	円 313,430	円 512,690	円 317,480	円 323,721	円 392,039	円 357,275	円 294,856
	平均給与月額	円 392,199	円 402,197	円 423,307	円 883,252	円 375,010	円 375,175	円 447,544	円 399,654	円 344,223
	平均年齢	歳 42.07	歳 52.03	歳 39.11	歳 53.11	歳 42.00	歳 42.07	歳 47.04	歳 42.08	歳 38.06
令和4年9月1日現在	平均給料月額	円 325,080	円 356,696	円 313,382	円 512,690	円 317,480	円 323,721	円 392,039	円 357,351	円 294,856
	平均給与月額	円 382,099	円 398,573	円 410,783	円 842,352	円 396,750	円 380,586	円 444,237	円 397,251	円 319,213
	平均年齢	歳 42.06	歳 52.02	歳 39.10	歳 53.10	歳 41.11	歳 42.06	歳 47.03	歳 42.07	歳 38.05

イ 初 任 給

区 分	一般行政職	技能労務職	消防職	医師職	医療技術職	看護保健職	教育職 (高 校)	教育職 (小中学校)	教育職 (幼稚園)
市の制度	高校卒 円 161,791	経験年数に 応じて 円 154,664 から 円 219,320 まで	円 161,791			(准看) 円 161,791			
	大学卒 円 195,188		円 195,188	円 253,600	円 202,112	(看護) 円 195,188	円 218,098	円 218,098	円 195,188
国の制度	高校卒 円 154,600	経験年数に 応じて 円 136,200 から 円 220,000 まで				(准看) 円 169,900			
	大学卒 総合職 円 189,700 一般職 円 185,200			円 253,600	円 191,500	円 216,000			

ウ 級別職員数

区 分	級	一般行政職		技能労務職		消 防 職		医 師 職		医 療 技 術 職		看 護 保 健 職		教 育 職 (高 校)		教 育 職 (小中学校)		教 育 職 (幼稚園)		
		職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	
令和4年10月1日現在	1	188	5.9			70	7.9			2	1.4	5	2.2					23	8.3	
	2	(1) 461	(0.4) 14.5			(4) 97	(13.8) 11.0	1	16.7	28	19.4	30	13.5	75	93.7	(181)	(100.0)	55	19.9	
	3	(262) 1,278	(99.2) 40.2			(25) 507	(86.2) 57.2	2	33.3	(5) 74	(100.0) 51.3	(14) 111	(100.0) 49.8	2	2.5	182	4.8	(1)	(100.0)	
	4	621	19.5	(45) 13	(100.0) 7.5	73	8.2	3	50.0	16	11.1	47	21.1	3	3.8	149	4.0	43	15.5	
	5	254	8.0	161	92.5	75	8.5			8	5.6	16	7.2					6	2.2	
	6	(1) 164	(0.4) 5.2			38	4.3			8	5.6	10	4.5							
	7	120	3.8			14	1.6			8	5.6	3	1.3							
	8	52	1.6			10	1.1					1	0.4							
	9	42	1.3			2	0.2													
	計	(264) 3,180	(100.0) 100.0	(45) 174	(100.0) 100.0	(29) 886	(100.0) 100.0	6	100.0	(5) 144	(100.0) 100.0	(14) 223	(100.0) 100.0	80	100.0	(181) 3,750	(100.0) 100.0	(1) 277	(100.0) 100.0	
令和4年9月1日現在	1	188	5.9			70	7.9			2	1.4	5	2.2					23	8.3	
	2	(1) 460	(0.4) 14.5			(4) 97	(13.8) 10.9	1	16.7	28	19.4	30	13.5	75	93.7	(181)	(100.0)	55	19.9	
	3	(263) 1,278	(99.2) 40.2			(25) 508	(86.2) 57.3	2	33.3	(5) 74	(100.0) 51.3	(14) 111	(100.0) 49.8	2	2.5	182	4.8	(1)	(100.0)	
	4	621	19.5	(45) 13	(100.0) 7.5	73	8.3	3	50.0	16	11.1	47	21.1	3	3.8	149	4.0	43	15.5	
	5	254	8.0	161	92.5	75	8.4			8	5.6	16	7.2					6	2.2	
	6	(1) 164	(0.4) 5.2			38	4.3			8	5.6	10	4.5							
	7	120	3.8			14	1.6			8	5.6	3	1.3							
	8	52	1.6			10	1.1					1	0.4							
	9	42	1.3			2	0.2													
	計	(265) 3,179	(100.0) 100.0	(45) 174	(100.0) 100.0	(29) 887	(100.0) 100.0	6	100.0	(5) 144	(100.0) 100.0	(14) 223	(100.0) 100.0	80	100.0	(181) 3,747	(100.0) 100.0	(1) 277	(100.0) 100.0	

注 ( ) 内は再任用短時間勤務職員数を外書きしたものである。

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1・2級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
職 名	事務職員 技術職員	主 任	区課長補佐 副主幹 副技監	本庁課長補佐 主 幹 技 監	区 課 長 専 門 監	本庁課長 担当課長 副 参 事	次 長 副 区 長 参 事	部 長 担当部長 会計管理者 区 長 参 与

エ 昇給

区 分	合 計	代 表 的 な 職 種										
		一 般 行政職	技 能 労務職	消 防 職	医 師 職	医 療 技術職	看 護 保健職	教 育 職 (高 校)	教 育 職 (小 中 学 校)	教 育 職 (幼 稚 園)		
補 正 後	職 員 数 (A)	8,763	3,212	181	888	6	142	220	84	3,743	287	
	昇給に係る 職員数 (B)	8,763	3,212	181	888	6	142	220	84	3,743	287	
	号給数別 内 訳	2号給										
		4号給	6,384	2,360	133	653	5	104	162	61	2,695	211
		6号給	1,993	675	38	186	1	30	46	21	936	60
		7号給	107							2	105	
		8号給	279	177	10	49		8	12		7	16
比 率 (B) / (A)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
補 正 前	職 員 数 (A)	8,763	3,212	181	888	6	142	220	84	3,743	287	
	昇給に係る 職員数 (B)	8,763	3,212	181	888	6	142	220	84	3,743	287	
	号給数別 内 訳	2号給										
		4号給	6,384	2,360	133	653	5	104	162	61	2,695	211
		6号給	1,993	675	38	186	1	30	46	21	936	60
		7号給	107							2	105	
		8号給	279	177	10	49		8	12		7	16
比 率 (B) / (A)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

オ 期末・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6 月	1 2 月			
補 正 後	(1. 1 2 5)	(1. 1 7 5)	(2. 3 0)	有	
	2. 1 2 5	2. 2 7 5	4. 4 0		
補 正 前	(1. 1 2 5)	(1. 1 2 5)	(2. 2 5)	有	
	2. 1 2 5	2. 1 2 5	4. 2 5		
国の制度	(1. 1 2 5)	(1. 1 7 5)	(2. 3 0)	有	
	2. 1 5 0	2. 2 5 0	4. 4 0		

注 ( ) 内は再任用職員の支給率である。

カ 定年退職及び勲奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者	25年勤続の者	35年勤続の者	最高限度	その他の 加算措置等	備 考
支給率等	月分 24. 586875	月分 33. 27075	月分 47. 709	月分 47. 709	定年前早期退職 特例措置 (3%~45%加算)	
国の制度	24. 586875	33. 27075	47. 709	47. 709	定年前早期退職 特例措置 (2%~45%加算)	

キ 地域手当

支給対象地域	浜 松 市		東 京 都
	医療業務に従事する 職員のうち 市長が定める者	その他の者	
支 給 率	16%	3%	18%
支 給 対 象 職 員 数	人	8,755人	人
国の指定基準に 基づく支給率	16%	3%	20%

ク 特殊勤務手当

区 分	全職種	代 表 的 な 職 種								
		一 般 行政職	技 能 労務職	消 防 職	医 師 職	医 療 技術職	看 護 保健職	教 育 職 (高 校)	教 育 職 (小中学校)	教 育 職 (幼稚園)
給料総額に対する比率	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	1.2	0.3	2.8	3.4	38.6	0.5	0.9	3.3	1.3	
支給対象職員の比率 (令和4年10月1日現在)	34.9	14.5	45.4	82.6	100.0	25.7	26.0	66.3	43.2	
代表的な特殊勤務 手当の名称	調査収納手当・社会福祉業務手当・環境衛生手当									

ケ その他の手当

区 分	内 容	国の制度 との異同	国 の 制 度 の 内 容
扶養手当	他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている親族のある職員。 ・ 配偶者、父母等 6,500円 行政職給料表8級及びこれに相当する職務の職員にあつては、3,500円。 行政職給料表9級及びこれに相当する職務の職員に対しては、支給しない。 ・ 子 10,000円 特定期間（15～22歳）にある子がいる場合は、1人につき5,000円を加算。	同	他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている親族のある職員。 ・ 配偶者、父母等 6,500円 行政職俸給表（一）8級及びこれに相当する職務の職員にあつては、3,500円。 行政職俸給表（一）9級以上及びこれに相当する職務の職員に対しては、支給しない。 ・ 子 10,000円 特定期間（15～22歳）にある子がいる場合は、1人につき5,000円を加算。
住居手当	自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額12,000円を超える家賃又は使用料を支払っている職員。 家賃又は使用料の額に応じて算出した額。但し、25,700円限度。	異	自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額16,000円を超える家賃又は使用料を支払っている職員。 家賃又は使用料の額に応じて算出した額。但し、28,000円限度。
通勤手当	① 交通機関等を利用して通勤する職員 支給単位期間につき、運賃等相当額。 但し、一か月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額が限度。  ② 自動車等交通用具を使用して通勤する職員 使用距離に応じて支給。31,600円限度。  ③ 交通機関等と交通用具を併用して通勤する職員 ①と②の合計額。但し、55,000円限度。  環境への負荷の低減を図るため、1,000円の加算又は減額の措置あり。	異	① 交通機関等を利用して通勤する職員 支給単位期間につき、運賃等相当額。 但し、一か月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額が限度。  ② 自動車等交通用具を使用して通勤する職員 使用距離に応じて支給。31,600円限度。  ③ 交通機関等と交通用具を併用して通勤する職員 ①と②の合計額。但し、55,000円限度。

## と畜場・市場事業特別会計



## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 使用料及び手数料	156,193	-	156,193
2 財産収入	307	-	307
3 繰入金	190,445	374	190,819
4 繰越金	1	-	1
5 諸収入	5,054	-	5,054
歳入合計	352,000	374	352,374

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 総務費	330,277	374	330,651			374	
2 公債費	21,467	-	21,467				
3 予備費	256	-	256				
歳出合計	352,000	374	352,374			374	

## 2 歳 入

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
3 繰入金	190,445	374	190,819
1 一般会計繰入金	190,445	374	190,819
1 一般会計繰入金	190,445	374	190,819
計	352,000	374	352,374



(歳入) と畜場・市場事業特別会計

節		説明
区分	金額	
	千円	
一般会計繰入金	374	一般会計からの繰入金

### 3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 総務費	330,277	374	330,651			374	
1 総務管理費	330,277	374	330,651			374	
1 と畜場管理費	269,183	374	269,557			374	
計	352,000	374	352,374			374	

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	
3 職員手当等	305	1 人件費 374千円
4 共済費	69	(1) 職員 355千円
		(2) 再任用短時間勤務職員 19千円

## 給 与 費 明 細 書

## 1. 一 般 職

## (1) 総 括

区 分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	人 (3) 4	千円 3,849	千円 23,102	千円 14,762	千円 41,713	千円 7,749	千円 49,462	
補正前	(3) 4	3,849	23,102	14,457	41,408	7,680	49,088	
比 較	(0) 0	0	0	305	305	69	374	
職 員	区 分	初任給 調整手当	扶 養 手 当	地 域 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	単身赴任手当	特殊勤務手当
	補正後	千円	千円 1,068	千円 748	千円 471	千円 309	千円	千円 370
	補正前		1,068	748	471	309		370
	比 較		0	0	0	0		0
手 当 の 内 訳	区 分	へき地手当	時間外勤務 手 当	管理職手当	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	期 末 手 当	勤 勉 手 当
	補正後	千円	千円 226	千円 1,552	千円	千円	千円 5,970	千円 4,048
	補正前		226	1,552			5,872	3,841
	比 較		0	0			98	207
内 訳	区 分	義務教育等 教員特別手当	災害派遣手当	退 職 手 当				
	補正後	千円	千円	千円				
	補正前							
	比 較							

注 ( ) 内は再任用短時間勤務職員数及び短時間勤務の会計年度任用職員数の合計を外書きしたものである。

区 分	職員数 人	給 与 費				共 済 費 千円	合 計 千円	備 考	
		報 酬 千円	給 料 千円	職員手当 千円	計 千円				
補正後	(1) 4		23,102	13,684	36,786	6,937	43,723		
補正前	(1) 4		23,102	13,379	36,481	6,868	43,349		
比 較	(0) 0		0	305	305	69	374		
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	初任給 調整手当 千円	扶 養 手 当 千円	地 域 手 当 千円	通 勤 手 当 千円	住 居 手 当 千円	単身赴任手当 千円	特殊勤務手当 千円	
	補正後		1,068	748	471	309		370	
	補正前		1,068	748	471	309		370	
	比 較		0	0	0	0		0	
	区 分	へき地手当 千円	時間外勤務 手 当 千円	管理職手当 千円	宿日直手当 千円	管理職員 特別勤務手当 千円	期 末 手 当 千円	勤 勉 手 当 千円	
	補正後		226	1,552			4,892	4,048	
	補正前		226	1,552			4,794	3,841	
	比 較		0	0			98	207	
	区 分	義務教育等 教員特別手当 千円	災害派遣手当 千円	退 職 手 当 千円					
	補正後								
	補正前								
	比 較								

注 ( ) 内は再任用短時間勤務職員数を外書きしたものである。

## イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 人	給 与 費				共 済 費 千円	合 計 千円	備 考	
		報 酬 千円	給 料 千円	職員手当 千円	計 千円				
補正後	(2) 0	3,849		1,078	4,927	812	5,739		
補正前	(2) 0	3,849		1,078	4,927	812	5,739		
比 較	(0) 0	0		0	0	0	0		
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	初任給 調整手当 千円	扶 養 手 当 千円	地 域 手 当 千円	通 勤 手 当 千円	住 居 手 当 千円	単身赴任手当 千円	特殊勤務手当 千円	
	補正後								
	補正前								
	比 較								
	区 分	へき地手当 千円	時間外勤務 手 当 千円	管理職手当 千円	宿日直手当 千円	管理職員 特別勤務手当 千円	期 末 手 当 千円	勤 勉 手 当 千円	
	補正後						1,078		
	補正前						1,078		
	比 較						0		
	区 分	義務教育等 教員特別手当 千円	災害派遣手当 千円	退 職 手 当 千円					
	補正後								
	補正前								
	比 較								

注 ( ) 内は、短時間勤務の会計年度任用職員数を外書きしたものである。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

と畜場・市場事業特別会計

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	千円 0	1 給与改定に伴う増減分		給与改定の状況 給与改定率 0.18% 給与改定実施時期 令和4年4月1日
		2 昇給に伴う増加分		
		3 その他の増減分		千円
職員手当	305	1 制度改正に伴う増減分		
		2 その他の増減分	305	千円 98 207

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分		一般行政職	技能労務職	医療技術職
令和4年 10月1日 現在	平均給料月額	円 393,907	円	円 429,985
	平均給与月額	円 474,908	円	円 562,826
	平均年齢	歳 55.04	歳	歳 58.10
令和4年 1月1日 現在	平均給料月額	円 389,868	円	円 408,298
	平均給与月額	円 450,612	円	円 519,403
	平均年齢	歳 54.07	歳	歳 58.01

イ 初任給

と畜場・市場事業特別会計

区分		一般行政職	技能労務職	医療技術職
市の制度	高校卒	円 161,791	経験年数に応じて 円 154,664 から 円 219,320 まで	円 202,112
	大学卒	円 195,188		
国の制度	高校卒	円 154,600	経験年数に応じて 円 136,200 から 円 220,000 まで	円 191,500
	大学卒	円 189,700 円 185,200		

ウ 級別職員数

区分	級	一般行政職		技能労務職		医療技術職	
		職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比
令和4年10月1日現在	1	人	%	人	%	人	%
	2						
	3	(1) 1	(100.0) 33.3				
	4						
	5	1	33.3				
	6						
	7	1	33.4			1	100.0
	8						
	9						
	計	(1) 3	(100.0) 100.0			1	100.0
令和4年1月1日現在	1						
	2						
	3	1	33.3				
	4						
	5	1	33.3				
	6					1	100.0
	7	1	33.4				
	8						
	9						
	計	3	100.0			1	100.0

注 ( ) 内は再任用短時間勤務職員数を外書きしたものである。

(級別の標準的な職務内容)

区分	1・2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
職名	事務職員 技術職員	主任	区課長補佐 副主幹 副技監	本庁課長補佐 主幹 技監	区課長 専門監	本庁課長 担当課長 副参事	次副 区長 参事	部長 担当部長 会計管理者 区参 長与

エ 昇給

と畜場・市場事業特別会計

区 分	合 計	代表的な職種			
		一 般 行政職	技 能 労務職	医 療 技術職	
補 正 後	職 員 数 (A)	4人	3人	1人	
	昇給に係る 職員数 (B)	4人	3人	1人	
	号給数別 内 訳	2号給	人		
		4号給	3人	2人	1人
		6号給	1人	1人	
		7号給	人		
		8号給	人		
比 率 (B)／(A)	100.0%	100.0%	100.0%		
補 正 前	職 員 数 (A)	4人	3人	1人	
	昇給に係る 職員数 (B)	4人	3人	1人	
	号給数別 内 訳	2号給	人		
		4号給	3人	2人	1人
		6号給	1人	1人	
		7号給	人		
		8号給	人		
比 率 (B)／(A)	100.0%	100.0%	100.0%		

オ 期末・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6 月	1 2 月			
補 正 後	月分 (1. 1 2 5)	月分 (1. 1 7 5)	月分 (2. 3 0)	有	
	2. 1 2 5	2. 2 7 5	4. 4 0		
補 正 前	月分 (1. 1 2 5)	月分 (1. 1 2 5)	月分 (2. 2 5)	有	
	2. 1 2 5	2. 1 2 5	4. 2 5		
国の制度	月分 (1. 1 2 5)	月分 (1. 1 7 5)	月分 (2. 3 0)	有	
	2. 1 5 0	2. 2 5 0	4. 4 0		

注 ( ) 内は再任用職員の支給率である。

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者	25年勤続の者	35年勤続の者	最高限度	その他の 加算措置等	備 考
支給率等	月分 24. 586875	月分 33. 27075	月分 47. 709	月分 47. 709	定年前早期退職 特例措置 (3%～45%加算)	
国の制度	24. 586875	33. 27075	47. 709	47. 709	定年前早期退職 特例措置 (2%～45%加算)	



キ 地域手当

と畜場・市場事業特別会計

支給対象地域	浜 松 市	
	医療業務に従事する 職員のうち 市長が定める者	その他の者
支給率	%	%
		3
支給対象職員数	人	人
		4
国の指定基準に 基づく支給率	%	%
		3

ク 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種		
		一般 行政職	技能 労務職	医療 技術職
給料総額に対する比率	%	%	%	%
支給対象職員の比率 (令和4年10月1日現在)				
代表的な特殊勤務 手当の名称				

ケ その他の手当

区 分	内 容	国の制度 との異同	国 の 制 度 の 内 容
扶養手当	他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている親族のある職員。 ・ 配偶者、父母等 6,500円 行政職給料表8級及びこれに相当する職務の職員にあっては、3,500円。 行政職給料表9級及びこれに相当する職務の職員に対しては、支給しない。 ・ 子 10,000円 特定期間（15～22歳）にある子がいる場合は、1人につき5,000円を加算。	同	他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている親族のある職員。 ・ 配偶者、父母等 6,500円 行政職俸給表（一）8級及びこれに相当する職務の職員にあっては、3,500円。 行政職俸給表（一）9級以上及びこれに相当する職務の職員に対しては、支給しない。 ・ 子 10,000円 特定期間（15～22歳）にある子がいる場合は、1人につき5,000円を加算。
住居手当	自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額12,000円を超える家賃又は使用料を支払っている職員。 家賃又は使用料の額に応じて算出した額。但し、25,700円限度。	異	自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額16,000円を超える家賃又は使用料を支払っている職員。 家賃又は使用料の額に応じて算出した額。但し、28,000円限度。
通勤手当	① 交通機関等を利用して通勤する職員 支給単位期間につき、運賃等相当額。 但し、一か月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額が限度。  ② 自動車等交通用具を使用して通勤する職員 使用距離に応じて支給。31,600円限度。  ③ 交通機関等と交通用具を併用して通勤する職員 ①と②の合計額。但し、55,000円限度。  環境への負荷の低減を図るため、1,000円 の加算又は減額の措置あり。	異	① 交通機関等を利用して通勤する職員 支給単位期間につき、運賃等相当額。 但し、一か月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額が限度。  ② 自動車等交通用具を使用して通勤する職員 使用距離に応じて支給。31,600円限度。  ③ 交通機関等と交通用具を併用して通勤する職員 ①と②の合計額。但し、55,000円限度。



# 中央卸売市場事業特別会計



## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 使用料及び手数料	444,154	-	444,154
2 財産収入	7	-	7
3 繰越金	4,380	724	5,104
4 諸収入	219,514	-	219,514
5 繰入金	132,945	-	132,945
歳入合計	801,000	724	801,724

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 総務費	756,624	724	757,348				724
2 公債費	43,376	-	43,376				
3 予備費	1,000	-	1,000				
歳出合計	801,000	724	801,724				724

## 2 歳 入

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
3 繰越金	4,380	724	5,104
1 繰越金	4,380	724	5,104
1 繰越金	4,380	724	5,104
計	801,000	724	801,724

節		説明
区分	金額	
	千円	
前年度繰越金	724	

### 3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 総務費	756,624	724	757,348				724
1 総務管理費	756,624	724	757,348				724
1 一般管理費	126,418	537	126,955				537
3 業務運営費	39,416	187	39,603				187
計	801,000	724	801,724				724



節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		
2 給料	20	1 人件費	537千円
3 職員手当等	428	(1) 職員	491千円
4 共済費	89	(2) 再任用短時間勤務職員	46千円
3 職員手当等	149	1 人件費	187千円
4 共済費	38	(1) 職員	158千円
		(2) 再任用短時間勤務職員	29千円

## 給 与 費 明 細 書

## 1. 一 般 職

## (1) 総 括

区 分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	人 (9) 8	千円 9,966	千円 47,975	千円 29,347	千円 87,288	千円 16,468	千円 103,756	
補正前	(9) 8	9,966	47,955	28,770	86,691	16,341	103,032	
比 較	(0) 0	0	20	577	597	127	724	
職 員	区 分	初任給 調整手当	扶 養 手 当	地 域 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	単身赴任手当	特殊勤務手当
	補正後	千円	千円 1,464	千円 1,544	千円 1,458	千円 617	千円	千円
	補正前		1,464	1,543	1,458	617		
	比 較		0	1	0	0		
手 当 の 内 訳	区 分	へき地手当	時間外勤務 手 当	管理職手当	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	期 末 手 当	勤 勉 手 当
	補正後	千円	千円 1,397	千円 2,349	千円	千円	千円 12,465	千円 8,053
	補正前		1,393	2,349			12,292	7,654
	比 較		4	0			173	399
内 訳	区 分	義務教育等 教員特別手当	災害派遣手当	退 職 手 当				
	補正後	千円	千円	千円				
	補正前							
	比 較							

注 ( ) 内は再任用短時間勤務職員数及び短時間勤務の会計年度任用職員数の合計を外書きしたものである。

区分	職員数 人	給 与 費				共 済 費 千円	合 計 千円	備 考	
		報 酬 千円	給 料 千円	職員手当 千円	計 千円				
補正後	(4) 8		47,975	26,584	74,559	14,340	88,899		
補正前	(4) 8		47,955	26,007	73,962	14,213	88,175		
比 較	(0) 0		20	577	597	127	724		
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	初任給 調整手当 千円	扶 養 手 当 千円	地 域 手 当 千円	通 勤 手 当 千円	住 居 手 当 千円	単身赴任手当 千円	特殊勤務手当 千円	
	補正後		1,464	1,544	1,458	617			
	補正前		1,464	1,543	1,458	617			
	比 較		0	1	0	0			
	区 分	へき地手当 千円	時間外勤務 手 当 千円	管理職手当 千円	宿日直手当 千円	管理職員 特別勤務手当 千円	期 末 手 当 千円	勤 勉 手 当 千円	
	補正後		1,397	2,349			9,702	8,053	
	補正前		1,393	2,349			9,529	7,654	
	比 較		4	0			173	399	
	区 分	義務教育等 教員特別手当 千円	災害派遣手当 千円	退 職 手 当 千円					
	補正後								
	補正前								
	比 較								

注 ( ) 内は再任用短時間勤務職員数を外書きしたものである。

## イ 会計年度任用職員

区分	職員数 人	給 与 費				共 済 費 千円	合 計 千円	備 考	
		報 酬 千円	給 料 千円	職員手当 千円	計 千円				
補正後	(5) 0	9,966		2,763	12,729	2,128	14,857		
補正前	(5) 0	9,966		2,763	12,729	2,128	14,857		
比 較	(0) 0	0		0	0	0	0		
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	初任給 調整手当 千円	扶 養 手 当 千円	地 域 手 当 千円	通 勤 手 当 千円	住 居 手 当 千円	単身赴任手当 千円	特殊勤務手当 千円	
	補正後								
	補正前								
	比 較								
	区 分	へき地手当 千円	時間外勤務 手 当 千円	管理職手当 千円	宿日直手当 千円	管理職員 特別勤務手当 千円	期 末 手 当 千円	勤 勉 手 当 千円	
	補正後						2,763		
	補正前						2,763		
	比 較						0		
	区 分	義務教育等 教員特別手当 千円	災害派遣手当 千円	退 職 手 当 千円					
	補正後								
	補正前								
	比 較								

注 ( ) 内は、短時間勤務の会計年度任用職員数を外書きしたものである。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

中央卸売市場事業特別会計

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	千円 20	1 給与改定に伴う増減分	千円 20	給与改定の状況 給与改定率 0.18% 給与改定実施時期 令和4年4月1日
		2 昇給に伴う増加分		
		3 その他の増減分		千円
職員手当	577	1 制度改正に伴う増減分		
		2 その他の増減分	577	千円 1 4 173 399 初任給調整手当 扶養手当 地域手当 通勤手当 住居手当 単身赴任手当 特殊勤務手当 へき地手当 時間外勤務手当 管理職手当 宿日直手当 管理職員手当 特別勤務手当 期末手当 勤勉手当 義務教育等教員手当 特別手当 災害派遣手当 退職手当

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分		一般行政職	技能労務職
令和4年 10月1日 現在	平均給料月額	円 360,990	円
	平均給与月額	円 418,803	円
	平均年齢	歳 47.05	歳
令和4年 1月1日 現在	平均給料月額	円 376,850	円
	平均給与月額	円 447,022	円
	平均年齢	歳 49.12	歳

イ 初任給

区 分		一般行政職	技能労務職
市の制度	高校卒	161,791 円	経験年数に応じて 154,664 円 から 219,320 円 まで
	大学卒	195,188 円	
国の制度	高校卒	154,600 円	経験年数に応じて 136,200 円 から 220,000 円 まで
	大学卒	総合職 189,700 円 一般職 185,200 円	

ウ 級別職員数

区 分	級	一般行政職		技能労務職	
		職員数	構成比	職員数	構成比
令和4年10月1日現在	1	人	%	人	%
	2	(1)	(20.0)		
	3	(4)	(80.0)		
	4	3	37.5		
	5	1	12.5		
	6	2	25.0		
	7	1	12.5		
	8				
	9				
	計	(5)	(100.0)		
令和4年1月1日現在	1				
	2	(1)	(25.0)		
	3	(3)	(75.0)		
	4	2	28.5		
	5	1	14.3		
	6	1	14.3		
	7	2	28.6		
	8				
	9				
	計	(4)	(100.0)		

注 ( ) 内は再任用短時間勤務職員数を外書きしたものである。

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1・2級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
職 名	事務職員 技術職員	主 任	区課長補佐 副主幹 副技監	本庁課長補佐 主 幹 技 監	区 課 長 専 門 監	本庁課長 担当課長 副参事	次 長 副 区 長 参 事	部 長 担当部長 会計管理者 区 長 参 与

## エ 昇給

区 分	合 計	代表的な職種		
		一 般 行政職	技 能 労務職	
補 正 後	職 員 数 (A)	8 人	8 人	
	昇給に係る 職員数 (B)	8 人	8 人	
	号給数別 内 訳	2号給	人	
		4号給	6 人	6 人
		6号給	2 人	2 人
		7号給	人	
		8号給	人	
比 率 (B) / (A)	100.0 %	100.0 %		
補 正 前	職 員 数 (A)	8 人	8 人	
	昇給に係る 職員数 (B)	8 人	8 人	
	号給数別 内 訳	2号給	人	
		4号給	6 人	6 人
		6号給	2 人	2 人
		7号給	人	
		8号給	人	
比 率 (B) / (A)	100.0 %	100.0 %		

## オ 期末・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6 月	1 2 月			
補 正 後	月分 (1. 1 2 5)	月分 (1. 1 7 5)	月分 (2. 3 0)	有	
	2. 1 2 5	2. 2 7 5	4. 4 0		
補 正 前	月分 (1. 1 2 5)	月分 (1. 1 2 5)	月分 (2. 2 5)	有	
	2. 1 2 5	2. 1 2 5	4. 2 5		
国の制度	月分 (1. 1 2 5)	月分 (1. 1 7 5)	月分 (2. 3 0)	有	
	2. 1 2 5	2. 2 5 0	4. 4 0		

注 ( ) 内は再任用職員の支給率である。

## カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者	25年勤続の者	35年勤続の者	最高限度	その他の 加算措置等	備 考
支給率等	月分 24. 586875	月分 33. 27075	月分 47. 709	月分 47. 709	定年前早期退職 特例措置 (3%~45%加算)	
国の制度	24. 586875	33. 27075	47. 709	47. 709	定年前早期退職 特例措置 (2%~45%加算)	

キ 地域手当

支給対象地域	浜 松 市	
	医療業務に従事する 職員のうち 市長が定める者	その他の者
支給率	%	%
		3
支給対象職員数	人	人
		8
国の指定基準に 基づく支給率	%	%
		3

ク 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種	
		一 般 行政職	技 能 労務職
給料総額に対する比率	%	%	%
支給対象職員の比率 (令和4年10月1日現在)			
代表的な特殊勤務 手当の名称			

ケ その他の手当

区 分	内 容	国の制度 との異同	国 の 制 度 の 内 容
扶養手当	他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている親族のある職員。 ・ 配偶者、父母等 6,500円 行政職給料表8級及びこれに相当する職務の職員にあっては、3,500円。 行政職給料表9級及びこれに相当する職務の職員に対しては、支給しない。 ・ 子 10,000円 特定期間（15～22歳）にある子がいる場合は、1人につき5,000円を加算。	同	他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている親族のある職員。 ・ 配偶者、父母等 6,500円 行政職俸給表（一）8級及びこれに相当する職務の職員にあっては、3,500円。 行政職俸給表（一）9級以上及びこれに相当する職務の職員に対しては、支給しない。 ・ 子 10,000円 特定期間（15～22歳）にある子がいる場合は、1人につき5,000円を加算。
住居手当	自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額12,000円を超える家賃又は使用料を支払っている職員。 家賃又は使用料の額に応じて算出した額。但し、25,700円限度。	異	自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額16,000円を超える家賃又は使用料を支払っている職員。 家賃又は使用料の額に応じて算出した額。但し、28,000円限度。
通勤手当	① 交通機関等を利用して通勤する職員 支給単位期間につき、運賃等相当額。 但し、一か月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額が限度。  ② 自動車等交通用具を使用して通勤する職員 使用距離に応じて支給。31,600円限度。  ③ 交通機関等と交通用具を併用して通勤する職員 ①と②の合計額。但し、55,000円限度。  環境への負荷の低減を図るため、1,000円の加算又は減額の措置あり。	異	① 交通機関等を利用して通勤する職員 支給単位期間につき、運賃等相当額。 但し、一か月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額が限度。  ② 自動車等交通用具を使用して通勤する職員 使用距離に応じて支給。31,600円限度。  ③ 交通機関等と交通用具を併用して通勤する職員 ①と②の合計額。但し、55,000円限度。





# 小型自動車競走事業特別会計



## 歳出補正予算事項別明細書

### 1 総括

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 総務費	924,731	0	924,731				0
2 事業費	15,887,385	-	15,887,385				
3 公債費	959	-	959				
4 繰出金	50,000	-	50,000				
5 諸支出金	92,494	-	92,494				
6 予備費	694,431	-	694,431				
歳出合計	17,650,000	0	17,650,000				0

## 2 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
1 総務費	924,731	0	924,731				0
1 総務管理費	924,731	0	924,731				0
1 一般管理費	70,506	402	70,908				402
3 小型自動車競走 事業基金費	219,424	△402	219,022				△402
計	17,650,000	0	17,650,000				0

## (歳 出) 小型自動車競走事業特別会計

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		
3 職員手当等	332	1 人件費	402千円
4 共済費	70	(1) 職員	402千円
24 積立金	△402	1 小型自動車競走事業基金に対する積立金	△402千円

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	人 (0) 5	千円	千円 22,431	千円 14,163	千円 36,594	千円 7,289	千円 43,883	
補正前	(0) 5		22,431	13,831	36,262	7,219	43,481	
比 較	(0) 0		0	332	332	70	402	
職 員	区 分	初任給 調整手当	扶 養 手 当	地 域 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	単身赴任手当	特殊勤務手当
	補正後	千円	千円 756	千円 680	千円 390	千円 309	千円	千円
	補正前		756	680	390	309		
	比 較		0	0	0	0		
手 当 の 内 訳	区 分	へき地手当	時間外勤務 手 当	管理職手当	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	期 末 手 当	勤 勉 手 当
	補正後	千円	千円 1,885	千円 797	千円	千円	千円 5,090	千円 4,256
	補正前		1,885	797			4,979	4,035
	比 較		0	0			111	221
内 訳	区 分	義務教育等 教員特別手当	災害派遣手当	退 職 手 当				
	補正後	千円	千円	千円				
	補正前							
	比 較							

注 ( ) 内は再任用短時間勤務職員数及び短時間勤務の会計年度任用職員数の合計を外書きしたものである。

区 分	職員数 人	給 与 費				共 済 費 千円	合 計 千円	備 考	
		報 酬 千円	給 料 千円	職員手当 千円	計 千円				
補正後	(0) 5		22,431	14,163	36,594	7,289	43,883		
補正前	(0) 5		22,431	13,831	36,262	7,219	43,481		
比 較	(0) 0		0	332	332	70	402		
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	初任給 調整手当 千円	扶 養 手 当 千円	地 域 手 当 千円	通 勤 手 当 千円	住 居 手 当 千円	単身赴任手当 千円	特殊勤務手当 千円	
	補正後		756	680	390	309			
	補正前		756	680	390	309			
	比 較		0	0	0	0			
	区 分	へき地手当 千円	時間外勤務 手 当 千円	管理職手当 千円	宿日直手当 千円	管理職員 特別勤務手当 千円	期 末 手 当 千円	勤 勉 手 当 千円	
	補正後		1,885	797			5,090	4,256	
	補正前		1,885	797			4,979	4,035	
	比 較		0	0			111	221	
	区 分	義務教育等 教員特別手当 千円	災害派遣手当 千円	退 職 手 当 千円					
	補正後								
	補正前								
	比 較								

注 ( ) 内は再任用短時間勤務職員数を外書きしたものである。

## イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 人	給 与 費				共 済 費 千円	合 計 千円	備 考	
		報 酬 千円	給 料 千円	職員手当 千円	計 千円				
補正後	(0) 0				0		0		
補正前	(0) 0				0		0		
比 較	(0) 0	0	0	0	0	0	0		
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	初任給 調整手当 千円	扶 養 手 当 千円	地 域 手 当 千円	通 勤 手 当 千円	住 居 手 当 千円	単身赴任手当 千円	特殊勤務手当 千円	
	補正後								
	補正前								
	比 較								
	区 分	へき地手当 千円	時間外勤務 手 当 千円	管理職手当 千円	宿日直手当 千円	管理職員 特別勤務手当 千円	期 末 手 当 千円	勤 勉 手 当 千円	
	補正後								
	補正前								
	比 較								
	区 分	義務教育等 教員特別手当 千円	災害派遣手当 千円	退 職 手 当 千円					
	補正後								
	補正前								
	比 較								

注 ( ) 内は、短時間勤務の会計年度任用職員数を外書きしたものである。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

小型自動車競走事業特別会計

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	千円 0	1 給与改定に伴う増減分	千円	給与改定の状況 給与改定率 0.18% 給与改定実施時期 令和4年4月1日
		2 昇給に伴う増加分		
		3 その他の増減分		千円
職員手当	332	1 制度改正に伴う増減分		
		2 その他の増減分	332	千円 111 221

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	技能労務職
令和4年 10月1日 現在	平均給料月額	円 377,385	円
	平均給与月額	円 447,305	円
	平均年齢	歳 50.08	歳
令和4年 1月1日 現在	平均給料月額	円 367,203	円
	平均給与月額	円 424,760	円
	平均年齢	歳 47.11	歳



イ 初任給

区分		一般行政職	技能労務職
市の制度	高校卒	円 161,791	経験年数に応じて 円 154,664 から 219,320 まで
	大学卒	円 195,188	
国の制度	高校卒	円 154,600	経験年数に応じて 円 136,200 から 220,000 まで
	大学卒	円 総合職 189,700 一般職 185,200	

ウ 級別職員数

区分	級	一般行政職		技能労務職	
		職員数	構成比	職員数	構成比
令和4年10月1日現在	1	人	%	人	%
	2				
	3	2	40.0		
	4	1	20.0		
	5	1	20.0		
	6				
	7	1	20.0		
	8				
	9				
	計	5	100.0		
令和4年1月1日現在	1				
	2				
	3	3	60.0		
	4	1	20.0		
	5				
	6				
	7	1	20.0		
	8				
	9				
	計	5	100.0		

(級別の標準的な職務内容)

区分	1・2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
職名	事務職員 技術職員	主任	区課長補佐 副主幹 副技監	本庁課長補佐 主幹 技監	区課長 専門監	本庁課長 担当課長 副参事	次長 副区長 参事	部長 担当部長 会計管理者 区長 参与

エ 昇給

区 分	合 計	代表的な職種		
		一 般 行政職	技 能 労務職	
補 正 後	職 員 数 (A)	5 人	5 人	
	昇給に係る 職員数 (B)	5 人	5 人	
	号給数別 内 訳	2号給	1 人	
		4号給	4 人	4 人
		6号給	1 人	1 人
		7号給	1 人	
		8号給	1 人	
比 率 (B)／(A)	100.0 %	100.0 %		
補 正 前	職 員 数 (A)	5 人	5 人	
	昇給に係る 職員数 (B)	5 人	5 人	
	号給数別 内 訳	2号給	1 人	
		4号給	4 人	4 人
		6号給	1 人	1 人
		7号給	1 人	
		8号給	1 人	
比 率 (B)／(A)	100.0 %	100.0 %		

オ 期末・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6 月	1 2 月			
補 正 後	2. 1 2 5 月分	2. 2 7 5 月分	4. 4 0 月分	有	
補 正 前	2. 1 2 5	2. 1 2 5	4. 2 5	有	
国の制度	2. 1 5 0	2. 2 5 0	4. 4 0	有	

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者	25年勤続の者	35年勤続の者	最高限度	その他の 加算措置等	備 考
支給率等	24. 586875 月分	33. 27075 月分	47. 709 月分	47. 709 月分	定年前早期退職 特例措置 (3%～45%加算)	
国の制度	24. 586875	33. 27075	47. 709	47. 709	定年前早期退職 特例措置 (2%～45%加算)	

キ 地域手当

支給対象地域	浜 松 市	
	医療業務に従事する 職員のうち 市長が定める者	その他の者
支給率	%	3 %
支給対象職員数	人	5 人
国の指定基準に 基づく支給率	%	3 %

ク 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種	
		一 般 行政職	技 能 労務職
給料総額に対する比率	%	%	%
支給対象職員の比率 (令和4年10月1日現在)			
代表的な特殊勤務 手当の名称			

ケ その他の手当

区 分	内 容	国の制度 との異同	国 の 制 度 の 内 容
扶養手当	他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている親族のある職員。 ・ 配偶者、父母等 6,500円 行政職給料表8級及びこれに相当する職務の職員にあっては、3,500円。 行政職給料表9級及びこれに相当する職務の職員に対しては、支給しない。 ・ 子 10,000円 特定期間（15～22歳）にある子がいる場合は、1人につき5,000円を加算。	同	他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている親族のある職員。 ・ 配偶者、父母等 6,500円 行政職俸給表（一）8級及びこれに相当する職務の職員にあっては、3,500円。 行政職俸給表（一）9級以上及びこれに相当する職務の職員に対しては、支給しない。 ・ 子 10,000円 特定期間（15～22歳）にある子がいる場合は、1人につき5,000円を加算。
住居手当	自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額12,000円を超える家賃又は使用料を支払っている職員。 家賃又は使用料の額に応じて算出した額。但し、25,700円限度。	異	自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額16,000円を超える家賃又は使用料を支払っている職員。 家賃又は使用料の額に応じて算出した額。但し、28,000円限度。
通勤手当	① 交通機関等を利用して通勤する職員 支給単位期間につき、運賃等相当額。 但し、一か月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額が限度。  ② 自動車等交通用具を使用して通勤する職員 使用距離に応じて支給。31,600円限度。  ③ 交通機関等と交通用具を併用して通勤する職員 ①と②の合計額。但し、55,000円限度。  環境への負荷の低減を図るため、1,000円の加算又は減額の措置あり。	異	① 交通機関等を利用して通勤する職員 支給単位期間につき、運賃等相当額。 但し、一か月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額が限度。  ② 自動車等交通用具を使用して通勤する職員 使用距離に応じて支給。31,600円限度。  ③ 交通機関等と交通用具を併用して通勤する職員 ①と②の合計額。但し、55,000円限度。



# 駐 車 場 事 業 特 別 会 計



## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 使用料及び手数料	70	-	70
2 財産収入	9	-	9
3 繰越金	1,128	98	1,226
4 諸収入	375,102	-	375,102
5 繰入金	33,691	-	33,691
歳入合計	410,000	98	410,098

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 駐車場費	340,268	98	340,366				98
2 公債費	68,732	-	68,732				
3 予備費	1,000	-	1,000				
歳出合計	410,000	98	410,098				98

## 2 歳 入

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
3 繰越金	1,128	98	1,226
1 繰越金	1,128	98	1,226
1 繰越金	1,128	98	1,226
計	410,000	98	410,098



(歳入) 駐車場事業特別会計

節		説明
区分	金額	
	千円	
前年度繰越金	98	

### 3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 駐車場費	340,268	98	340,366				98
1 駐車場費	340,268	98	340,366				98
1 一般管理費	139,024	98	139,122				98
計	410,000	98	410,098				98

## (歳出) 駐車場事業特別会計

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	
2 給料	31	1 人件費 98千円
3 職員手当等	52	(1) 職員 98千円
4 共済費	15	

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	人 (0) 1	千円	千円 2,965	千円 2,079	千円 5,044	千円 723	千円 5,767	
補正前	(0) 1		2,934	2,027	4,961	708	5,669	
比 較	(0) 0		31	52	83	15	98	
職 員	区 分	初任給 調整手当	扶 養 手 当	地 域 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	単身赴任手当	特殊勤務手当
	補正後	千円	千円 60	千円 91	千円 100	千円 309	千円	千円
	補正前		60	90	100	309		
	比 較		0	1	0	0		
手 当 の 内	区 分	へき地手当	時間外勤務 手 当	管理職手当	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	期 末 手 当	勤 勉 手 当
	補正後	千円	千円 522	千円	千円	千円	千円 538	千円 459
	補正前		520				519	429
	比 較		2				19	30
内 訳	区 分	義務教育等 教員特別手当	災害派遣手当	退 職 手 当				
	補正後	千円	千円	千円				
	補正前							
	比 較							

注 ( ) 内は再任用短時間勤務職員数及び短時間勤務の会計年度任用職員数の合計を外書きしたものである。

区 分	職員数 人	給 与 費				共 済 費 千円	合 計 千円	備 考	
		報 酬 千円	給 料 千円	職員手当 千円	計 千円				
補正後	(0) 1		2,965	2,079	5,044	723	5,767		
補正前	(0) 1		2,934	2,027	4,961	708	5,669		
比 較	(0) 0	0	31	52	83	15	98		
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	初任給 調整手当 千円	扶 養 手 当 千円	地 域 手 当 千円	通 勤 手 当 千円	住 居 手 当 千円	単身赴任手当 千円	特殊勤務手当 千円	
	補正後		60	91	100	309			
	補正前		60	90	100	309			
	比 較		0	1	0	0			
	区 分	へき地手当 千円	時間外勤務 手 当 千円	管理職手当 千円	宿日直手当 千円	管理職員 特別勤務手当 千円	期 末 手 当 千円	勤 勉 手 当 千円	
	補正後		522				538	459	
	補正前		520				519	429	
	比 較		2				19	30	
	区 分	義務教育等 教員特別手当 千円	災害派遣手当 千円	退 職 手 当 千円					
	補正後								
	補正前								
	比 較								

注 ( ) 内は再任用短時間勤務職員数を外書きしたものである。

## イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 人	給 与 費				共 済 費 千円	合 計 千円	備 考	
		報 酬 千円	給 料 千円	職員手当 千円	計 千円				
補正後	(0) 0				0		0		
補正前	(0) 0				0		0		
比 較	(0) 0	0	0	0	0	0	0		
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	初任給 調整手当 千円	扶 養 手 当 千円	地 域 手 当 千円	通 勤 手 当 千円	住 居 手 当 千円	単身赴任手当 千円	特殊勤務手当 千円	
	補正後								
	補正前								
	比 較								
	区 分	へき地手当 千円	時間外勤務 手 当 千円	管理職手当 千円	宿日直手当 千円	管理職員 特別勤務手当 千円	期 末 手 当 千円	勤 勉 手 当 千円	
	補正後								
	補正前								
	比 較								
	区 分	義務教育等 教員特別手当 千円	災害派遣手当 千円	退 職 手 当 千円					
	補正後								
	補正前								
	比 較								

注 ( ) 内は、短時間勤務の会計年度任用職員数を外書きしたものである。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

駐車場事業特別会計

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	千円 31	1 給与改定に伴う増減分	千円 31	給与改定の状況 給与改定率 0.18% 給与改定実施時期 令和4年4月1日
		2 昇給に伴う増加分		
		3 その他の増減分		千円
職員手当	52	1 制度改正に伴う増減分		
		2 その他の増減分	52	千円 1 2 19 30

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分		一般行政職	技能労務職
令和4年 10月1日 現在	平均給料月額	円 239,684	円
	平均給与月額	円 290,734	円
	平均年齢	歳 31.01	歳
令和4年 1月1日 現在	平均給料月額	円 197,428	円
	平均給与月額	円 227,550	円
	平均年齢	歳 23.03	歳

イ 初任給

区分		一般行政職	技能労務職
市の制度	高校卒	161,791 円	経験年数に応じて 154,664 円 から 219,320 円 まで
	大学卒	195,188 円	
国の制度	高校卒	154,600 円	経験年数に応じて 136,200 円 から 220,000 円 まで
	大学卒	総合職 189,700 円 一般職 185,200 円	

ウ 級別職員数

区分	級	一般行政職		技能労務職	
		職員数	構成比	職員数	構成比
令和4年10月1日現在	1	人	%	人	%
	2	1	100.0		
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	計	1	100.0		
令和4年1月1日現在	1	1	100.0		
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	計	1	100.0		

(級別の標準的な職務内容)

区分	1・2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
職名	事務職員 技術職員	主任	区課長補佐 副主幹 副技監	本庁課長補佐 主幹 技監	区課長 専門監	本庁課長 担当課長 副参事	次長 副区長 参事	部長 担当部長 会計管理者 区参 長与

エ 昇給

区分	合計	代表的な職種		
		一般行政職	技能労務職	
補正後	職員数 (A)	1人	1人	
	昇給に係る職員数 (B)	1人	1人	
	号給数別 内訳	2号給	1人	
		4号給	1人	1人
		6号給	1人	
		7号給	1人	
		8号給	1人	
比率 (B)/(A)	100.0%	100.0%		
補正前	職員数 (A)	1人	1人	
	昇給に係る職員数 (B)	1人	1人	
	号給数別 内訳	2号給	1人	
		4号給	1人	1人
		6号給	1人	
		7号給	1人	
		8号給	1人	
比率 (B)/(A)	100.0%	100.0%		

オ 期末・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月	12月			
補正後	2.125 月分	2.275 月分	4.40 月分	有	
補正前	2.125	2.125	4.25	有	
国の制度	2.150	2.250	4.40	有	

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者	25年勤続の者	35年勤続の者	最高限度	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875 月分	33.27075 月分	47.709 月分	47.709 月分	定年前早期退職 特例措置 (3%~45%加算)	
国の制度	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%~45%加算)	



キ 地域手当

支給対象地域	浜 松 市	
	医療業務に従事する 職員のうち 市長が定める者	その他の者
支給率	%	3 %
支給対象職員数	人	1 人
国の指定基準に 基づく支給率	%	3 %

ク 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種	
		一 般 行政職	技 能 労務職
給料総額に対する比率	%	%	%
支給対象職員の比率 (令和4年10月1日現在)			
代表的な特殊勤務 手当の名称			

ケ その他の手当

区 分	内 容	国の制度 との異同	国 の 制 度 の 内 容
扶養手当	他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている親族のある職員。 ・ 配偶者、父母等 6,500円 行政職給料表8級及びこれに相当する職務の職員にあっては、3,500円。 行政職給料表9級及びこれに相当する職務の職員にあっては、支給しない。 ・ 子 10,000円 特定期間（15～22歳）にある子がいる場合は、1人につき5,000円を加算。	同	他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている親族のある職員。 ・ 配偶者、父母等 6,500円 行政職俸給表（一）8級及びこれに相当する職務の職員にあっては、3,500円。 行政職俸給表（一）9級及びこれに相当する職務の職員にあっては、支給しない。 ・ 子 10,000円 特定期間（15～22歳）にある子がいる場合は、1人につき5,000円を加算。
住居手当	自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額12,000円を超える家賃又は使用料を支払っている職員。 家賃又は使用料の額に応じて算出した額。但し、25,700円限度。	異	自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額16,000円を超える家賃又は使用料を支払っている職員。 家賃又は使用料の額に応じて算出した額。但し、28,000円限度。
通勤手当	① 交通機関等を利用して通勤する職員 支給単位期間につき、運賃等相当額。 但し、一か月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額が限度。  ② 自動車等交通用具を使用して通勤する職員 使用距離に応じて支給。31,600円限度。  ③ 交通機関等と交通用具を併用して通勤する職員 ①と②の合計額。但し、55,000円限度。  環境への負荷の低減を図るため、1,000円の加算又は減額の措置あり。	異	① 交通機関等を利用して通勤する職員 支給単位期間につき、運賃等相当額。 但し、一か月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額が限度。  ② 自動車等交通用具を使用して通勤する職員 使用距離に応じて支給。31,600円限度。  ③ 交通機関等と交通用具を併用して通勤する職員 ①と②の合計額。但し、55,000円限度。



第 149 号 議 案

令和 4年11月18日提 出

浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例  
の一部改正について

浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の一部を改  
正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例  
の一部を改正する条例

第1条 浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例（昭和31年浜松市条例第47号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（任期が満了し、退職し、失職し、死亡し、除名され、又は議会の解散により任期が終了した者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、死亡し、除名され、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において受けるべき議員報酬の月額に100分の226.75を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は解散による任期終了の日に在職した議員で当該任期満了又は解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあつたものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（任期が満了し、退職し、失職し、死亡し、除名され、又は議会の解散により任期が終了した者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、死亡し、除名され、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において受けるべき議員報酬の月額に、<u>6月に支給する場合においては100分の226.75、12月に支給する場合においては100分の241.75</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は解散による任期終了の日に在職した議員で当該任期満了又は解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあつたものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(任期が満了し、退職し、失職し、死亡し、除名され、又は議会の解散により任期が終了した者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、死亡し、除名され、又は議会の解散により任期が終了した日現在)において受けるべき議員報酬の月額に、<u>6月に支給する場合においては100分の226.75、12月に支給する場合においては100分の241.75</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は解散による任期終了の日に在職した議員で当該任期満了又は解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあつたものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(任期が満了し、退職し、失職し、死亡し、除名され、又は議会の解散により任期が終了した者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、死亡し、除名され、又は議会の解散により任期が終了した日現在)において受けるべき議員報酬の月額に<u>100分の234.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は解散による任期終了の日に在職した議員で当該任期満了又は解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあつたものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この条例は、令和4年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。



第 150 号 議 案

令和 4年11月18日提 出

浜松市特別職の給与に関する条例の一部改正について

浜松市特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 浜松市特別職の給与に関する条例（昭和31年浜松市条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（任期が満了し、退職し、解職し、失職し、又は死亡した職員にあっては、任期が満了し、退職し、解職し、失職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額に100分の226.75を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日に在職した職員で当該任期満了による選挙又は選任により再び職員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続きその職にあったものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（任期が満了し、退職し、解職し、失職し、又は死亡した職員にあっては、任期が満了し、退職し、解職し、失職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額に、<u>6月に支給する場合には100分の226.75、12月に支給する場合には100分の241.75</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日に在職した職員で当該任期満了による選挙又は選任により再び職員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続きその職にあったものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 浜松市特別職の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（任期が満了し、退職し、解職し、失職し、又は死亡した職員にあっては、任期が満了</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（任期が満了し、退職し、解職し、失職し、又は死亡した職員にあっては、任期が満了</p>



し、退職し、解職し、失職し、又は死亡した日現在)において受けるべき給料月額に、6月に支給する場合においては100分の226.75、12月に支給する場合においては100分の241.75を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日に在職した職員で当該任期満了による選挙又は選任により再び職員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続きその職にあったものとする。

(1)～(4) (略)

し、退職し、解職し、失職し、又は死亡した日現在)において受けるべき給料月額に100分の234.25を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日に在職した職員で当該任期満了による選挙又は選任により再び職員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続きその職にあったものとする。

(1)～(4) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この条例は、令和4年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。



第 151 号 議 案

令和 4年11月18日提 出

浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について

浜松市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 浜松市職員の給与に関する条例（昭和31年浜松市条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の117.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の117.5</u>」とあるのは、「100分の67.5」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の117.5、12月に支給する場合には100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>6月に支給する場合には100分の117.5、12月に支給する場合には100分の122.5</u>」とあるのは、「100分の67.5」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>
<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又</p>

<p>は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6 (略)</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	

26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400			
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700			
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000			
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200			
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500			
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800			
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000			
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200			
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200				
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500				
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800				
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000				
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300				
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600				
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800				
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000				
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300				
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600				

	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800				
	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000				
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300				
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600				
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800				
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000				
	94		294,900	342,600	381,500					
	95		295,200	343,100	381,900					
	96		295,600	343,500	382,300					
	97		295,800	343,700	382,600					
	98		296,100	344,100	383,100					
	99		296,500	344,500	383,500					
	100		296,900	344,800	383,900					
	101		297,100	345,100	384,200					
	102		297,400	345,500						
	103		297,800	345,900						
	104		298,100	346,300						
	105		298,300	346,800						
	106		298,600	347,200						
	107		299,000	347,600						
	108		299,300	348,000						
	109		299,500	348,500						
	110		299,900	348,900						
	111		300,300	349,200						
	112		300,600	349,500						
	113		300,800	350,000						
	114		301,000							
	115		301,300							
	116		301,700							
	117		301,900							
	118		302,100							
	119		302,400							
	120		302,700							
	121		303,100							
	122		303,300							
	123		303,600							
	124		303,900							
	125		304,200							
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

職員 の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	253,600	338,400	400,400	471,700	566,500
	2	256,100	341,400	403,300	474,000	569,600
	3	258,600	344,200	405,900	476,200	572,700
	4	261,100	347,100	408,600	478,500	575,800
	5	263,300	349,800	411,000	480,700	578,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900	581,100
	7	270,900	355,900	415,400	485,100	583,500
	8	274,700	358,700	417,300	487,300	585,900
	9	278,300	361,100	419,500	489,300	588,100
	10	282,300	363,700	422,200	491,400	589,600
	11	286,300	366,400	424,800	493,500	591,100
	12	290,300	369,200	427,500	495,600	592,600
13	294,000	372,100	429,900	497,700	594,100	

14	298,000	375,600	432,400	499,800	595,200
15	301,900	378,600	434,800	501,900	596,300
16	305,700	382,200	437,300	504,000	597,200
17	309,300	385,600	439,300	506,100	598,400
18	312,800	388,300	441,700	508,100	599,400
19	316,300	390,800	444,000	510,100	600,400
20	319,800	393,400	446,400	512,100	601,400
21	323,400	396,100	447,900	513,900	602,400
22	327,100	398,300	450,300	515,700	
23	330,500	400,200	452,600	517,600	
24	333,800	401,800	454,900	519,500	
25	337,300	403,800	456,900	521,200	
26	339,800	406,100	459,200	523,000	
27	342,400	408,300	461,400	524,800	
28	344,700	410,600	463,700	526,600	
29	347,100	412,900	465,800	528,200	
30	348,900	415,000	468,100	530,000	
31	350,700	417,000	470,400	531,800	
32	352,700	419,100	472,600	533,600	
33	354,900	421,000	474,600	535,200	
34	357,200	422,800	476,700	537,000	
35	359,300	424,600	478,800	538,700	
36	361,600	426,600	480,900	540,500	
37	363,700	428,500	483,000	542,100	
38	366,100	430,500	484,800	543,700	
39	368,300	432,400	486,600	545,100	
40	370,300	434,400	488,400	546,700	
41	372,500	436,200	490,100	548,200	
42	373,500	438,000	491,900	549,600	
43	374,300	439,700	493,700	551,000	
44	375,000	441,500	495,500	552,300	
45	376,200	443,300	497,100	553,500	
46	377,600	445,100	498,800	554,500	
47	379,100	446,900	500,600	555,500	
48	380,600	448,600	502,400	556,500	
49	381,700	450,400	504,000	557,500	
50	382,700	452,100	505,300	558,400	
51	383,700	453,900	506,600	559,300	
52	384,500	455,700	507,900	560,200	
53	385,400	457,600	508,900	561,000	
54	386,300	458,800	510,200	561,900	
55	387,000	460,000	511,500	562,800	
56	387,900	461,200	512,800	563,700	
57	388,600	462,400	513,800	564,600	
58	389,500	463,400	514,600	565,500	
59	390,300	464,400	515,400	566,400	
60	391,100	465,400	516,200	567,100	
61	391,600	466,200	517,100	568,000	
62	392,100	466,900	517,900	568,900	
63	392,500	467,600	518,800	569,800	
64	393,000	468,300	519,600	570,700	
65	393,300	469,000	520,500	571,600	
66		469,700	521,400		
67		470,400	522,100		
68		471,000	523,000		
69		471,300	523,900		
70		472,000	524,700		
71		472,700	525,600		
72		473,400	526,500		
73		473,800	527,300		
74		474,400	528,200		
75		475,100	529,100		



	76	475,800	529,800		
	77	476,200	530,600		
	78	476,800	531,500		
	79	477,400	532,400		
	80	477,900	533,300		
	81	478,500	534,100		
	82	479,000	535,000		
	83	479,500	535,900		
	84	480,000	536,800		
	85	480,400	537,600		
	86	481,000	538,500		
	87	481,400	539,400		
	88	481,900	540,300		
	89	482,400	541,100		
	90	483,000			
	91	483,600			
	92	484,000			
	93	484,500			
	94	485,100			
	95	485,700			
	96	486,300			
	97	486,800			
再任用 職員		296,200	338,600	393,000	466,000 565,900

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で規則で定めるものに適用する。

第2条 浜松市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月</u>に支給する場合には<u>100分の117.5</u>、<u>12月</u>に支給する場合には<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>6月</u>に支給する場合には<u>100分の117.5</u>、<u>12月</u>に支給する場合には<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の67.5</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の67.5</u>」とする。</p>

<p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6 (略)</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、令和4年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の浜松市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の浜松市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（浜松市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

5 浜松市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年浜松市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第9条の表中

「

<p>（期末手当）</p> <p>第20条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 <u>再任用職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の117.5」とあるのは、「100分の67.5」とする。</p> <p>4～6（略）</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第20条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の117.5」とあるのは、「100分の67.5」とする。</p> <p>4～6（略）</p>
<p>（勤勉手当）</p> <p>第21条（略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又</p>	<p>（勤勉手当）</p> <p>第21条（略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあって</p>

を

は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3～6 (略)

ては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3～6 (略)

(期末手当)

第20条 (略)

2 (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「、6月に支給する場合には100分の117.5、12月に支給する場合には100分の122.5」とあるのは、「100分の67.5」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又

(期末手当)

第20条 (略)

2 (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「、6月に支給する場合には100分の117.5、12月に支給する場合には100分の122.5」とあるのは、「100分の67.5」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日

は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50を乗じて得た額の総額

3～6 (略)

現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50を乗じて得た額の総額

3～6 (略)

改める。



第 152 号 議 案

令和 4年11月18日提 出

浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について

浜松市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 浜松市教育職員の給与に関する条例（平成29年浜松市条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の117.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の117.5</u>」とあるのは、「100分の67.5」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の117.5、12月に支給する場合には100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>6月に支給する場合には100分の117.5、12月に支給する場合には100分の122.5</u>」とあるのは、「100分の67.5」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>
<p>(勤勉手当)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又</p>



<p>は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6 (略)</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

小学校中学校等教育職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	164,400	180,200	267,500	296,000	406,700
	2	165,900	182,300	269,900	298,600	408,200
	3	167,400	184,400	272,200	301,400	409,700
	4	168,900	186,600	274,400	303,800	411,200
	5	170,500	188,600	276,800	306,300	412,600
	6	172,400	190,600	279,100	308,400	414,000
	7	174,200	192,700	281,300	310,700	415,500
	8	176,000	194,800	283,400	312,800	417,100
	9	177,700	197,000	285,500	314,900	418,500
	10	179,800	199,600	287,800	317,200	419,900
	11	181,800	202,200	290,100	319,600	421,300
	12	183,700	204,800	292,200	322,100	422,600
	13	185,600	207,400	294,600	324,500	423,900
	14	187,700	209,100	296,400	326,400	425,300
	15	189,800	210,700	298,300	328,300	426,700
	16	191,900	212,400	300,000	330,400	428,100
	17	194,100	214,200	301,800	332,200	429,300
	18	196,400	215,800	304,100	334,400	430,600
	19	198,900	217,500	306,300	336,500	431,800
	20	201,200	219,100	308,700	338,500	433,100
	21	203,600	220,900	310,900	340,600	434,200
22	205,200	222,800	313,300	342,400	435,400	

23	206,900	224,700	315,500	344,200	436,700
24	208,600	226,600	318,100	345,800	438,000
25	210,100	228,100	320,500	347,500	439,300
26	211,500	230,100	322,800	349,300	440,500
27	213,100	232,100	325,000	351,200	441,500
28	214,600	234,100	327,100	353,100	442,600
29	216,300	235,900	329,200	354,900	443,800
30	218,000	238,600	330,800	356,700	444,600
31	219,700	241,300	332,400	358,400	445,400
32	221,400	244,000	334,000	360,300	446,300
33	222,700	246,600	335,800	361,600	447,200
34	224,400	249,400	337,900	363,300	447,700
35	226,100	252,000	340,000	364,800	448,200
36	227,700	254,700	342,000	366,600	448,700
37	229,100	257,000	344,000	368,500	449,200
38	230,800	259,400	345,900	370,000	449,700
39	232,500	261,900	347,900	371,300	450,200
40	234,200	264,100	349,800	372,900	450,700
41	235,800	266,600	351,300	374,000	451,200
42	237,500	268,900	353,100	375,400	451,700
43	239,100	271,100	354,700	376,800	452,200
44	240,700	273,200	356,400	378,300	452,700
45	242,300	275,300	358,200	379,700	453,200
46	243,800	277,500	359,900	381,300	453,700
47	245,100	279,600	361,200	382,900	454,200
48	246,400	281,500	362,800	384,400	454,700
49	247,500	283,800	364,000	385,800	455,200
50	248,800	285,500	365,500	387,300	455,700
51	250,200	287,400	367,100	388,800	456,200
52	251,300	289,200	368,700	390,200	456,700
53	252,400	290,600	370,100	391,400	457,200
54	253,800	292,700	371,600	392,700	
55	254,800	294,700	373,100	393,800	
56	255,800	296,900	374,600	394,900	
57	257,000	298,900	376,100	396,300	
58	258,000	301,300	377,500	397,500	
59	259,100	303,500	378,900	398,700	
60	260,100	306,100	380,200	400,000	
61	261,300	308,300	381,100	401,200	
62	262,000	310,700	382,300	402,200	
63	262,900	313,000	383,500	403,600	
64	263,500	315,200	384,600	404,900	
65	264,500	317,300	385,500	406,100	
66	265,900	319,100	386,700	407,200	
67	267,000	320,700	387,700	408,400	
68	268,300	322,300	388,800	409,500	
69	269,800	324,200	390,000	410,500	
70	271,300	326,300	391,000	411,700	
71	272,600	328,400	392,100	412,900	
72	274,000	330,400	393,300	414,100	
73	274,800	332,500	394,300	414,700	
74	275,800	334,600	395,400	415,500	
75	277,000	336,800	396,500	416,200	
76	278,000	339,000	397,600	416,700	

77	279,200	340,700	398,500	417,000
78	280,200	342,600	399,400	417,400
79	281,400	344,300	400,400	417,800
80	282,300	346,100	401,400	418,200
81	283,500	347,900	402,200	418,500
82	284,300	349,700	403,000	418,900
83	285,300	351,100	403,700	419,300
84	286,300	352,900	404,500	419,600
85	287,200	354,100	405,200	419,900
86	288,100	355,700	406,000	420,300
87	288,800	357,200	406,700	420,700
88	289,800	358,700	407,400	421,000
89	290,800	360,000	408,000	421,300
90	291,700	361,300	408,700	421,600
91	292,600	362,700	409,200	421,900
92	293,400	364,100	409,900	422,100
93	293,700	365,600	410,300	422,300
94	294,400	366,900	410,700	422,600
95	295,100	368,200	411,000	422,900
96	295,900	369,400	411,300	423,100
97	296,700	370,400	411,600	423,300
98	297,500	371,400	411,900	423,600
99	298,300	372,400	412,200	423,900
100	299,000	373,400	412,400	424,100
101	299,900	374,300	412,600	424,300
102	300,400	375,300	412,900	424,600
103	300,900	376,300	413,200	424,900
104	301,400	377,300	413,400	425,100
105	301,600	378,100	413,600	425,300
106	302,000	379,000	413,900	
107	302,300	379,900	414,200	
108	302,500	380,900	414,400	
109	302,700	381,700	414,600	
110	302,900	382,700		
111	303,200	383,700		
112	303,500	384,700		
113	303,700	385,300		
114	303,900	386,200		
115	304,100	387,100		
116	304,400	388,000		
117	304,700	388,800		
118	305,000	389,500		
119	305,300	390,300		
120	305,600	391,100		
121	305,800	391,700		
122	306,000	392,500		
123	306,200	393,200		
124	306,500	393,900		
125	306,800	394,500		
126		395,200		
127		395,700		
128		396,300		
129		397,000		
130		397,600		

	131	398,100				
	132	398,600				
	133	398,900				
	134	399,200				
	135	399,500				
	136	399,800				
	137	400,100				
	138	400,400				
	139	400,700				
	140	401,000				
	141	401,300				
	142	401,600				
	143	401,900				
	144	402,200				
	145	402,400				
	146	402,700				
	147	403,000				
	148	403,200				
	149	403,400				
	150	403,700				
	151	404,000				
	152	404,200				
	153	404,400				
	154	404,700				
	155	405,000				
	156	405,200				
	157	405,400				
	158	405,700				
	159	406,000				
	160	406,200				
	161	406,400				
	162	406,700				
	163	407,000				
	164	407,200				
	165	407,400				
再任用 職員		225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

備考

- 1 この表は、小学校又は中学校に勤務する校長及び教員並びに教育委員会の定める指導主事に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第4条関係）

高等学校等教育職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用		円	円	円	円
	1	164,400	207,400	332,200	416,900

職員以外の職員	2	165,900	209,100	334,400	418,700
	3	167,400	210,700	336,500	420,500
	4	168,900	212,400	338,500	422,200
	5	170,500	214,200	340,600	423,700
	6	172,400	215,800	342,400	425,200
	7	174,200	217,500	344,200	427,100
	8	176,000	219,100	345,800	429,000
	9	177,700	220,900	347,500	430,800
	10	179,800	222,800	349,600	432,600
	11	181,800	224,700	351,700	434,500
	12	183,700	226,600	353,800	436,300
	13	185,600	228,100	355,900	438,000
	14	187,700	230,100	357,900	439,900
	15	189,800	232,100	359,900	441,700
	16	191,900	234,100	361,900	443,600
	17	194,100	235,900	363,500	445,300
	18	196,400	238,600	365,400	447,100
	19	198,900	241,300	367,200	448,900
	20	201,200	244,000	369,200	450,700
	21	203,600	246,600	370,800	452,300
	22	205,200	249,400	372,700	454,000
	23	206,900	252,000	374,500	455,900
	24	208,600	254,700	376,400	457,600
	25	210,100	257,000	377,700	459,300
	26	211,600	259,400	379,500	460,900
	27	213,300	261,900	381,300	462,500
	28	214,900	264,100	383,200	464,000
	29	216,400	266,600	385,000	465,500
	30	218,100	268,900	386,900	466,800
	31	219,800	271,100	388,800	468,100
	32	221,500	273,200	390,800	469,400
	33	222,900	275,300	392,500	470,600
	34	224,700	277,500	394,200	471,300
	35	226,500	279,600	395,800	472,000
	36	228,200	281,500	397,600	472,700
	37	229,700	283,800	398,800	473,300
	38	231,500	285,500	400,300	474,000
	39	233,300	287,400	401,700	474,700
	40	235,100	289,200	403,100	475,400
	41	236,800	290,600	404,800	476,000
	42	238,500	292,700	406,200	476,700
	43	240,100	294,700	407,500	477,400
	44	241,700	296,900	409,000	478,100
	45	242,900	298,900	410,600	478,700
	46	244,200	301,300	411,900	479,400
	47	245,500	303,500	413,400	480,100
	48	246,600	306,100	415,000	480,800
	49	247,900	308,300	416,700	481,400
	50	249,300	310,700	418,100	482,100
	51	250,500	313,000	419,700	482,800
	52	251,900	315,200	421,200	483,500
	53	253,000	317,300	422,900	484,100
	54	254,200	319,100	424,400	
	55	255,500	320,700	426,000	

56	256,500	322,300	427,600
57	257,800	324,200	429,100
58	258,500	326,300	430,600
59	259,600	328,400	431,800
60	260,600	330,400	433,000
61	261,700	332,500	434,200
62	262,600	334,600	435,500
63	263,700	336,800	436,800
64	264,500	339,000	438,000
65	265,800	340,700	439,200
66	267,200	342,900	440,400
67	268,600	344,900	441,600
68	270,200	347,100	442,800
69	271,500	348,900	444,000
70	272,800	350,800	445,200
71	274,100	352,800	446,400
72	275,400	354,800	447,600
73	276,400	356,400	448,700
74	277,600	358,300	449,300
75	278,900	360,100	449,800
76	279,900	362,000	450,300
77	280,800	363,800	450,800
78	281,800	365,500	451,400
79	282,800	367,200	451,900
80	283,800	368,800	452,400
81	284,900	370,300	452,900
82	286,100	371,800	453,500
83	287,300	373,300	454,000
84	288,500	374,700	454,500
85	289,500	375,800	455,000
86	290,600	377,200	
87	291,600	378,600	
88	292,800	379,900	
89	293,900	381,200	
90	295,000	382,500	
91	296,200	383,700	
92	297,400	385,000	
93	297,900	386,300	
94	298,900	387,400	
95	300,000	388,700	
96	301,200	389,900	
97	302,200	391,300	
98	303,300	392,300	
99	304,300	393,400	
100	305,400	394,400	
101	306,300	395,300	
102	307,400	396,300	
103	308,500	397,400	
104	309,500	398,500	
105	310,100	399,200	
106	311,000	400,100	
107	311,800	401,000	
108	312,600	401,900	
109	313,500	402,700	

	110	313,900	403,600		
	111	314,300	404,400		
	112	314,800	405,200		
	113	315,400	405,800		
	114	315,800	406,500		
	115	316,300	407,200		
	116	316,800	407,900		
	117	317,400	408,500		
	118	317,900	409,000		
	119	318,300	409,400		
	120	318,800	409,800		
	121	319,300	410,200		
	122	319,700	410,500		
	123	320,200	410,800		
	124	320,700	411,000		
	125	321,300	411,200		
	126	321,600	411,500		
	127	321,900	411,800		
	128	322,200	412,000		
	129	322,400	412,200		
	130	322,700	412,500		
	131	323,000	412,800		
	132	323,300	413,000		
	133	323,500	413,200		
	134	323,700	413,500		
	135	323,900	413,800		
	136	324,200	414,000		
	137	324,500	414,200		
	138	324,700	414,500		
	139	325,000	414,800		
	140	325,300	415,000		
	141	325,500	415,200		
	142	325,700	415,500		
	143	326,000	415,800		
	144	326,200	416,000		
	145	326,500	416,200		
	146	326,700	416,500		
	147	327,000	416,800		
	148	327,300	417,000		
	149	327,500	417,200		
	150	327,700			
	151	328,000			
	152	328,300			
	153	328,500			
	154	328,700			
	155	329,000			
	156	329,300			
	157	329,500			
再任用 職員		234,000	274,300	331,100	415,200

備考

- この表は、高等学校に勤務する校長、教員及び実習助手並びに教育委員会の

定める指導主事に適用する。

- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

第2条 浜松市教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の117.5、12月に支給する場合には100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>6月に支給する場合には100分の117.5、12月に支給する場合には100分の122.5</u>」とあるのは、「100分の67.5」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「100分の67.5」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間</p>



<p>勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6 (略)</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和4年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の浜松市教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の浜松市教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(教育委員会規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(浜松市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

5 浜松市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年浜松市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第16条の表中

<p>(期末手当)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>再任用職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の117.5」とあるのは、「100分の67.5」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u> 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>定年前提任用短時間勤務職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の117.5」とあるのは、「100分の67.5」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち<u>定年前提任用短時間勤務職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち<u>定年前提任用短時間勤務職員</u> 当該定年前提任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45</p>
--	--

3～6 (略)

を乗じて得た額の総額

3～6 (略)

(期末手当)

第33条 (略)

2 (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「、6月に支給する場合には100分の117.5、12月に支給する場合には100分の122.5」とあるのは、「100分の67.5」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第36条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額の総額

(期末手当)

第33条 (略)

2 (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「、6月に支給する場合には100分の117.5、12月に支給する場合には100分の122.5」とあるのは、「100分の67.5」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第36条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 に

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105を乗じて

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50を乗じて得た額の総額

3～6 (略)

得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50を乗じて得た額の総額

3～6 (略)

改める。

## 議案（２）の参考資料

第 141 号議案 令和４年度浜松市一般会計補正予算（第８号）

第 142 号議案 令和４年度浜松市と畜場・市場事業特別会計補正予算（第２号）

第 143 号議案 令和４年度浜松市中央卸売市場事業特別会計補正予算（第３号）

第 144 号議案 令和４年度浜松市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第３号）

第 145 号議案 令和４年度浜松市駐車場事業特別会計補正予算（第２号）

第 146 号議案 令和４年度浜松市病院事業会計補正予算（第２号）

第 147 号議案 令和４年度浜松市水道事業会計補正予算（第３号）

第 148 号議案 令和４年度浜松市下水道事業会計補正予算（第２号）

第 149 号議案 浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の一部改正について

この条例は、特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、市議会議員に支給する期末手当を改定するものであります。

第 150 号議案 浜松市特別職の給与に関する条例の一部改正について

この条例は、特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、特別職に支給する期末手当を改定するものであります。

第 151 号議案 浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について

この条例は、人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、公民給与の較差の解消を図るため、職員に支給する給料月額、期末手当及び勤勉手当を改定するほか、所要の整備を行うものであります。

第 152 号議案 浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について

この条例は、人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、公民給与の較差の解消を図るため、教育職員に支給する給料月額、期末手当及び勤勉手当を改定するほか、所要の整備を行うものであります。

令和 4 年

第 4 回 市議会定例会

議案（2）の説明資料

目 次

第 149 号議案	浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに 費用弁償条例の一部改正について ……………	161
第 150 号議案	浜松市特別職の給与に関する条例の一部改正について ……………	163
第 151 号議案	浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について ……………	164
第 152 号議案	浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について ……………	166



浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償  
条例の一部改正について

(提案理由)

浜松市特別職報酬等審議会（令和 4 年 1 0 月 2 7 日）の答申を踏まえ、議員に支給する期末手当の額について改定を行うため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

議員の期末手当について、一般職の職員に準じ、次のとおり改定を行うものです。

1 令和 4 年度の期末手当の支給割合

6 月		12 月		合計	
現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案
2. 2675	-	2. 2675	<u>2. 4175</u>	4. 535	<u>4. 685</u>

2 令和 5 年度以降の期末手当の支給割合

6 月		12 月		合計	
現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案
2. 2675	<u>2. 3425</u>	2. 2675	<u>2. 3425</u>	4. 535	<u>4. 685</u>

(施行期日)

この条例は、令和 4 年 1 2 月 1 日から施行するものです。ただし、令和 5 年度以降の期末手当の改定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものです。



浜松市特別職の給与に関する条例の一部改正について

(提案理由)

浜松市特別職報酬等審議会（令和 4 年 1 0 月 2 7 日）の答申を踏まえ、市長、副市長その他の特別職に支給する期末手当の額について改定を行うため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

市長、副市長その他の特別職の期末手当について、一般職の職員に準じ、次のとおり改定を行うものです。

1 令和 4 年度の期末手当の支給割合

6 月		12 月		合計	
現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案
2. 2675	-	2. 2675	<u>2. 4175</u>	4. 535	<u>4. 685</u>

2 令和 5 年度以降の期末手当の支給割合

6 月		12 月		合計	
現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案
2. 2675	<u>2. 3425</u>	2. 2675	<u>2. 3425</u>	4. 535	<u>4. 685</u>

(施行期日)

この条例は、令和 4 年 1 2 月 1 日から施行するものです。ただし、令和 5 年度以降の期末手当の改定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものです。

## 浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について

## (提案理由)

人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告（令和 4 年 9 月 2 9 日）を踏まえ、公民給与の較差の解消を図るため、一般職の職員に支給する給料月額、期末手当及び勤勉手当の改定を行うことから、条例の一部を改正するものです。

## (改正内容)

## 1 給料月額の改定

行政職給料表及び医療職給料表において、公民給与の較差（0.18%）の解消を図るため、若年層について給料月額の引上げを行うものです。

## 2 期末手当及び勤勉手当の改定

## (1) 職員

(ア) 令和 4 年 1 2 月に支給する期末手当の支給割合を 0.05 月分引き上げ、1.225 月分とし、勤勉手当の支給割合を 0.1 月分引き上げ、1.05 月分とするものです。

(イ) 令和 5 年度以降の 6 月及び 1 2 月に支給する期末手当の支給割合をそれぞれ 0.025 月分引き上げ、1.2 月分とし、勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.05 月分引き上げ、1.0 月分とするものです。

## (2) 再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員

(ア) 令和 4 年 1 2 月に支給する勤勉手当の支給割合を 0.05 月分引き上げ、0.5 月分とするものです。

(イ) 令和 5 年度以降の 6 月及び 1 2 月に支給する勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.025 月分引き上げ、0.475 月分とするものです。

## (職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合)

年度	手当	6 月		12 月		合計	
		現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案
4 年度	期末	1.175	-	1.175	<u>1.225</u>	2.35	<u>2.4</u>
	勤勉	0.95	-	0.95	<u>1.05</u>	1.9	<u>2.0</u>
	合計	2.125	-	2.125	<u>2.275</u>	4.25	<u>4.4</u>
5 年度 以降	期末	1.175	<u>1.2</u>	1.175	<u>1.2</u>	2.35	<u>2.4</u>
	勤勉	0.95	<u>1.0</u>	0.95	<u>1.0</u>	1.9	<u>2.0</u>
	合計	2.125	<u>2.2</u>	2.125	<u>2.2</u>	4.25	<u>4.4</u>

(再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合)

年度	手当	6月		12月		合計	
		現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案
4年度	期末	0.675	-	0.675	-	1.35	-
	勤勉	0.45	-	0.45	<u>0.5</u>	0.9	<u>0.95</u>
	合計	1.125	-	1.125	<u>1.175</u>	2.25	<u>2.3</u>
5年度 以降	期末	0.675	-	0.675	-	1.35	-
	勤勉	0.45	<u>0.475</u>	0.45	<u>0.475</u>	0.9	<u>0.95</u>
	合計	1.125	<u>1.15</u>	1.125	<u>1.15</u>	2.25	<u>2.3</u>

(施行期日等)

この条例は、令和4年12月1日から施行するものです。ただし、令和5年度以降の期末手当及び勤勉手当の改定は、令和5年4月1日から施行するものです。

なお、1の改定については、令和4年4月1日から適用するものです。

## 浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について

## (提案理由)

人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告（令和 4 年 9 月 2 9 日）を踏まえ、公民給与の較差の解消を図るため、一般職の職員に支給する給料月額、期末手当及び勤勉手当の改定を行うことから、条例の一部を改正するものです。

## (改正内容)

## 1 給料月額の改定

小学校中学校等教育職給料表及び高等学校等教育職給料表において、公民給与の較差（0.18%）の解消を図るため、若年層について給料月額の引上げを行うものです。

## 2 期末手当及び勤勉手当の改定

## (1) 職員

(ア) 令和 4 年 1 2 月に支給する期末手当の支給割合を 0.05 月分引き上げ、1.225 月分とし、勤勉手当の支給割合を 0.1 月分引き上げ、1.05 月分とするものです。

(イ) 令和 5 年度以降の 6 月及び 1 2 月に支給する期末手当の支給割合をそれぞれ 0.025 月分引き上げ、1.2 月分とし、勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.05 月分引き上げ、1.0 月分とするものです。

## (2) 再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員

(ア) 令和 4 年 1 2 月に支給する勤勉手当の支給割合を 0.05 月分引き上げ、0.5 月分とするものです。

(イ) 令和 5 年度以降の 6 月及び 1 2 月に支給する勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.025 月分引き上げ、0.475 月分とするものです。

## (職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合)

年度	手当	6 月		12 月		合計	
		現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案
4 年度	期末	1.175	-	1.175	<u>1.225</u>	2.35	<u>2.4</u>
	勤勉	0.95	-	0.95	<u>1.05</u>	1.9	<u>2.0</u>
	合計	2.125	-	2.125	<u>2.275</u>	4.25	<u>4.4</u>
5 年度 以降	期末	1.175	<u>1.2</u>	1.175	<u>1.2</u>	2.35	<u>2.4</u>
	勤勉	0.95	<u>1.0</u>	0.95	<u>1.0</u>	1.9	<u>2.0</u>
	合計	2.125	<u>2.2</u>	2.125	<u>2.2</u>	4.25	<u>4.4</u>

(再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合)

年度	手当	6月		12月		合計	
		現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案
4年度	期末	0.675	-	0.675	-	1.35	-
	勤勉	0.45	-	0.45	<u>0.5</u>	0.9	<u>0.95</u>
	合計	1.125	-	1.125	<u>1.175</u>	2.25	<u>2.3</u>
5年度 以降	期末	0.675	-	0.675	-	1.35	-
	勤勉	0.45	<u>0.475</u>	0.45	<u>0.475</u>	0.9	<u>0.95</u>
	合計	1.125	<u>1.15</u>	1.125	<u>1.15</u>	2.25	<u>2.3</u>

(施行期日等)

この条例は、令和4年12月1日から施行するものです。ただし、令和5年度以降の期末手当及び勤勉手当の改定は、令和5年4月1日から施行するものです。

なお、1の改定については、令和4年4月1日から適用するものです。





令和4年度

# 補正予算の参考資料

一般会計補正予算（第8号）等  
（第4回市議会定例会）

令和4年11月

浜 松 市

## 目 次

1	令和4年度11月補正予算編成の基本方針（第8号等）……………	171頁
2	令和4年度会計別予算額調……………	173頁
3	令和4年度一般会計予算款別構成比調……………	174頁
4	令和4年度一般会計予算性質別分析調……………	176頁
5	令和4年度11月補正予算案の概要（第8号等）……………	177頁

## 1 令和4年度 11月補正予算編成の基本方針（第8号等）

今回の補正予算は、人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、浜松市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う人件費等を追加するものです。



## 2 令和4年度 会計別予算額調

会 計 別	補正前の額	補正額	計	備 考
	千円	千円	千円	
一 般 会 計	389,205,000	736,056	389,941,056	
特 別 会 計	226,394,000	1,196	226,395,196	
国民健康保険事業	73,955,000	-	73,955,000	
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	221,000	-	221,000	
介護保険事業	74,812,000	-	74,812,000	
後期高齢者医療事業	11,526,000	-	11,526,000	
と畜場・市場事業	352,000	374	352,374	
農業集落排水事業	171,000	-	171,000	
中央卸売市場事業	801,000	724	801,724	
育英事業	75,000	-	75,000	
学童等災害共済事業	6,000	-	6,000	
小型自動車競走事業	17,650,000	0	17,650,000	
駐車場事業	410,000	98	410,098	
公債管理	46,415,000	-	46,415,000	
計（一般会計+特別会計）	615,599,000	737,252	616,336,252	
企 業 会 計	78,350,461	27,716	78,378,177	
病院事業	19,009,190	5,295	19,014,485	
水道事業	20,782,057	13,769	20,795,826	
下水道事業	38,559,214	8,652	38,567,866	
総 計	693,949,461	764,968	694,714,429	

### 3 令和4年度 一般会計予算款別構成比調

歳 入

款 別	補正前の額		補正額	計		備 考
	千円	%		千円	千円	
1 市 税	147,700,000	37.95	-	147,700,000	37.88	
2 地方譲与税	3,714,000	0.95	-	3,714,000	0.95	
3 利子割交付金	112,000	0.03	-	112,000	0.03	
4 配当割交付金	795,000	0.20	-	795,000	0.20	
5 株式等譲渡所得割交付金	1,082,000	0.28	-	1,082,000	0.28	
6 分離課税所得割交付金	136,000	0.04	-	136,000	0.04	
7 法人事業税交付金	1,957,000	0.50	-	1,957,000	0.50	
8 地方消費税交付金	18,176,000	4.67	-	18,176,000	4.66	
9 ゴルフ場利用税交付金	91,000	0.02	-	91,000	0.02	
10 環境性能割交付金	735,000	0.19	-	735,000	0.19	
11 軽油引取税交付金	5,802,000	1.49	-	5,802,000	1.49	
12 国有提供施設等所在市町村助成交付金	327,000	0.08	-	327,000	0.08	
13 地方特例交付金	1,301,316	0.34	-	1,301,316	0.33	
14 地方交付税	31,579,116	8.11	-	31,579,116	8.10	
15 交通安全対策特別交付金	449,000	0.12	-	449,000	0.12	
16 分担金及び負担金	800,670	0.21	-	800,670	0.21	
17 使用料及び手数料	4,294,394	1.10	-	4,294,394	1.10	
18 国庫支出金	82,258,683	21.14	75,349	82,334,032	21.11	
19 県支出金	20,991,843	5.39	-	20,991,843	5.38	
20 財産収入	832,845	0.21	-	832,845	0.21	
21 寄 附 金	2,485,608	0.64	-	2,485,608	0.64	
22 繰 入 金	10,859,861	2.79	-	10,859,861	2.79	
23 繰 越 金	6,350,855	1.63	660,707	7,011,562	1.80	
24 諸 収 入	10,074,109	2.59	-	10,074,109	2.58	
25 市 債	36,299,700	9.33	-	36,299,700	9.31	
歳 入 合 計	389,205,000	100.00	736,056	389,941,056	100.00	

歳 出

款 別	補正前の額		補正額	計		備 考
	千円	%		千円	千円	
1 議 会 費	942,649	0.24	6,163	948,812	0.24	
2 総 務 費	37,059,131	9.52	125,626	37,184,757	9.54	
3 民 生 費	124,277,372	31.93	42,115	124,319,487	31.88	
4 衛 生 費	40,050,301	10.29	33,531	40,083,832	10.28	
5 労 働 費	489,494	0.13	687	490,181	0.13	
6 農林水産業費	6,063,975	1.56	8,758	6,072,733	1.56	
7 商 工 費	14,139,355	3.63	7,530	14,146,885	3.63	
8 土 木 費	47,868,374	12.30	40,679	47,909,053	12.29	
9 消 防 費	11,444,100	2.94	73,959	11,518,059	2.95	
10 教 育 費	65,330,249	16.78	397,008	65,727,257	16.85	
11 災害復旧費	6,000,000	1.54	-	6,000,000	1.54	
12 公 債 費	35,440,000	9.11	-	35,440,000	9.09	
13 予 備 費	100,000	0.03	-	100,000	0.02	
歳 出 合 計	389,205,000	100.00	736,056	389,941,056	100.00	

4 令和4年度 一般会計予算性質別分析調

性質別	補正前の額		補正額	計		備考
	千円	%		千円	千円	
1 人件費	82,572,700	21.22	735,682	83,308,382	21.36	
2 扶助費	83,779,693	21.53	-	83,779,693	21.48	
3 公債費	35,360,327	9.08	-	35,360,327	9.07	
4 物件費	60,968,647	15.66	-	60,968,647	15.64	
5 維持補修費	12,008,454	3.09	-	12,008,454	3.08	
6 補助費等	26,355,207	6.77	-	26,355,207	6.76	
7 積立金	509,278	0.13	-	509,278	0.13	
8 出資金・貸付金	84,120	0.02	-	84,120	0.02	
9 繰出金	25,171,762	6.47	374	25,172,136	6.46	
10 投資的経費	53,228,630	13.68	-	53,228,630	13.65	
(1) 補助事業	23,536,685	6.05	-	23,536,685	6.03	
(2) 単独事業	21,829,945	5.61	-	21,829,945	5.60	
(3) 国直轄事業	1,862,000	0.48	-	1,862,000	0.48	
(4) 災害復旧費	6,000,000	1.54	-	6,000,000	1.54	
11 公営企業会計支出金	9,166,182	2.35	-	9,166,182	2.35	
(1) 出資金・貸付金	912,393	0.23	-	912,393	0.23	
(2) 負担金・補助金	8,253,789	2.12	-	8,253,789	2.12	
計	389,205,000	100.00	736,056	389,941,056	100.00	



## 5 令和4年度 11月補正予算案の概要（第8号等）

今回の補正予算は、人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、浜松市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う人件費等を追加するものです。

### 1 給与改定の内容

#### (1) 給料表の改定

公民較差（0.18%）を解消するため、初任給及び若年層の給料月額を引上げ

#### (2) 期末・勤勉手当の改定（期末・勤勉手当の引上げ）

再任用職員以外の職員の支給割合を0.15月分引上げ（年間4.25月⇒4.40月）

再任用職員の支給割合を0.05月分引上げ（年間2.25月⇒2.30月）

#### (3) 特別職期末手当の改定

0.15月分引上げ（年間4.535月⇒4.685月）

### 2 適用時期

令和4年4月1日

### 3 補正額

（単位：千円）

会計別	補正前の額	補正額	計	人件費補正額	備考
一般会計	389,205,000	736,056	389,941,056	735,682	と畜繰出金 374
特別会計	226,394,000	1,196	226,395,196	1,598	
と畜場・市場事業	352,000	374	352,374	374	
中央卸売市場事業	801,000	724	801,724	724	
小型自動車競走事業	17,650,000	0	17,650,000	402	積立金△402
駐車場事業	410,000	98	410,098	98	
その他	207,181,000	-	207,181,000	-	
<b>計（一般会計＋特別会計）</b>	<b>615,599,000</b>	<b>737,252</b>	<b>616,336,252</b>	<b>737,280</b>	
企業会計	78,350,461	27,716	78,378,177	27,716	
病院事業	19,009,190	5,295	19,014,485	5,295	
水道事業	20,782,057	13,769	20,795,826	13,769	
下水道事業	38,559,214	8,652	38,567,866	8,652	
<b>総計</b>	<b>693,949,461</b>	<b>764,968</b>	<b>694,714,429</b>	<b>764,996</b>	